

パートB

第 章：官庁による手続

序 文

本章は、協定、議定書又は規則について、標章の登録に携わる締約国の官庁に関するあらゆる問題を扱う。

官庁は、本国官庁若しくは名義人の締約国官庁として、又は指定締約国の官庁として、国際出願又は国際登録にかかわることとなる。

「本国官庁」は協定の第1条(3)で定義された本国の官庁若しくは議定書第2条(2)で定義された本国の官庁、又は、場合によって、その両方を意味する。「名義人の締約国」という表現は、本国官庁を含み、規則1 (xxviの2)において、その官庁が本国官庁である締約国、或いは、名義人の変更が記録された場合には、協定の第1条(2)及び第2条並びに議定書の第2条に基づいて国際登録の名義人となるべき条件を満たす締約国若しくは締約国の一として定義されている

(a) 本国官庁または名義人の締約国の官庁として：

国際出願は本国官庁に提出された基礎出願又は基礎登録に基づかなければならず、本国官庁を通じて提出されなければならない。さらに、国際登録は、最初の5年の間は基礎出願（若しくは基礎出願から生じる登録）又は基礎登録に従属するため、本国官庁は、基礎出願、基礎出願から生じる登録、又は基礎登録に影響を及ぼす変更が生じた場合にはそれらをすべて国際事務局に通報しなければならない。さらに、様々な申請書が名義人の締約国の官庁を通じて提出できる（なかには本国官庁を通さなければならない申請もある）。このような申請には、事後指定、国際登録における変更又は取消しの記録、又は国際登録に関するライセンスの記録の申請及び国際登録の更新が含まれる。

(b) 指定された締約国の官庁として：

国際登録は、出願人又は名義人によって指定された各締約国の官庁に通報される。当該官庁が関係締約国において保護が適用されないと判断した場合には、当該官庁は、協定及び議定書に定められた期間内に、国際事務局にその旨を通報できる。また当該官庁は、当該締約国における国際登録の効果が後に無効となった場合にも、国際事務局にその旨を通報しなければならない。当該官庁はまた、該当する国内又は広域登録が国際登録に代替されるとみなされる場合には、名義人の申請に応じてそれを当該官庁の登録簿に登録しなければならない。

本章ではまず最初に、本国官庁又は名義人の締約国の官庁としての官庁に影響を及ぼす事欄を扱い、そして次に指定締約国の官庁としての官庁に影響を及ぼす事項を扱う。

本国官庁又は名義人の締約国官庁による手続

国際出願

A1条(2)

P2条(2)

01.01 標章の国際登録のための出願は、本国官庁を通じて提出しなければならない。したがって、官庁が最初に国際出願に係わるのは、国際事務局へ国際出願を提出する旨の申請がなされるときである。

規則11(7)

01.02 出願人が、国際出願を本国官庁を通さずに、直接国際事務局に提出した場合には、国際出願として扱われないこととなる。国際事務局は願書の内容をいっさい審査せずに、そのまま発送者へ送り返す。

国際出願の種類

02.01 国際出願は、協定のみ支配されるもの、議定書のみ支配されるもの、又は協定と議定書の両方に支配されるものに分かれる。これら3種類の出願に応じて適用される規則が異なる。したがって、国際出願の申請を受理した官庁は、その国際出願がどの国際出願に該当するかを決定しなければならない。これは、当該官庁及び国際出願の願書に記載されている指定締約国に適用される条約の種類（協定又は議定書）によって決まる。

02.02 本国官庁が協定のみ拘束される国の官庁である場合には、国際出願は協定のみ支配される。これは、（その国が議定書にも拘束されているか否かに拘わらず）協定に加盟している国のみが指定されうることを意味する。

02.03 本国官庁が議定書のみ拘束される国又は機関の官庁である場合には、国際出願は議定書のみ支配される。これは、議定書に加盟している国又は機関のみが指定されうることを意味する。

02.04 本国官庁が協定と議定書の両方の拘束を受ける国の官庁である場合には、国際出願がどちらの支配を受けるのかは、どの国又は機関が指定されているかによって決まる。指定国が議定書にも加盟しているか否かに拘わらず、協定に加盟している限り、国際出願は協定に支配される。これは、いわゆる「保護条欄」(議定書第9条の6)に準拠したものである。指定国が議定書のみ加盟しているか、又は機関が指定されている場合は、国際出願は議定書に支配される。

したがって、そのような場合には、：

- 指定締約国のすべてが(そのうちのすべて又は一部が議定書に加盟しているか否かに拘わらず)協定に加盟している国である場合には、国際出願は、協定のみ支配されることとなる。
- 指定締約国のすべてが議定書のみ加盟している場合には、国際出願は、議定書のみ支配されることとなる。
- 国際出願が、(議定書に加盟しているか否かに拘わらず)協定に加盟している国を一つ以上、及び議定書に加盟している国を一つ以上若しくは一つの機関を指定している場合には、国際出願は議定書と協定の両方に支配されることになる。

出願適格；申請書が提出される官庁は適切な本国官庁であるか？

03.01 国際出願が提出される官庁は、当該国際出願に対して適切な本国官庁でなければならない。本国官庁を決定するための規則には、議定書よりも協定のほうが厳格である。このことは、協定と議定書の両方に拘束される官庁が、特定の出願人に関し、協定のもとで本国官庁としての適格を有するものであれば、規則がもっと緩い議定書のもとでは必然的に本国官庁としての適格を有するということである。ただし、その逆は成り立たない。

規則 1 (xxvi)

A1条(3)

03.02 協定のもとでは、本国官庁は標章の登録に携わる官庁、又は出願人の本国を代理する官庁と定義されている。出願人の本国は以下のように定義される。

(a) 出願人が現実かつ真正な工業上又は商業上の営業所を有する協定に加盟している国；

(b) 出願人がかかる営業所を当該国に有していない場合には、出願人が住所を有する協定に加盟している国；

(c) 出願人が当該国に営業所も住所も有していない場合には、出願人が国籍を有する協定に加盟している国。

したがって、国際出願が(全面的又は部分的に)協定に支配される場合には、出願人は自由に本国官庁を選択することができない。例えば、もし、出願人が、その他の協定に加盟している国に、事実上の工業上又は商業上の営業所を有する場合には、出願人が住所を有する国の登録を基礎として国際出願を行うことはできない。

P2条(1)(i)

P2条(1)(ii)

03.03 それに対し、国際出願が議定書のみ支配される場合には、出願人は、営業所、住所又は国籍に基づいて本国官庁を自由に選択することができる。国の官庁の場合には、当該国に国籍を有する者、当該国に住所を有する者、又は当該国に現実かつ真正な工業上若しくは商業上の営業所を有する者のいずれかに該当すれば、国際出願を提出することができる。締約機関の官庁の場合には、当該機関の加盟国に国籍を有する者、当該機関の領域内に住所、又は現実かつ真正な工業上若しくは商業上の営業所を有する者のいずれかに該当すれば国際出願を提出することができる。

03.04 協定と議定書の両方に支配される国際出願を提出するための申請書を受理する官庁は、協定に基づく適切な本国官庁ではないが、もっと緩やかな議定書の規則に基づく妥当な本国官庁である可能性がある。このような場合には、官庁は出願人に対し、出願を規定どおり提出することはできないが、協定に加盟している国の指定を削除すれば、議定書のみ支配される出願としてそれを提出することができるということを通報しなければならない。

国際出願の言語

規則6(1)(a) **04.01** 協定のみ支配される国際出願はフランス語で提出されなければならない。

規則6(1)(b) **04.02** 議定書のみ支配される国際出願、又は協定と議定書の両方に支配される国際出願は、本国官庁の規定に従って、英語又はフランス語のいずれかで提出できる。すなわち、本国官庁は、英語で出願すべきであること若しくはフランス語で出願すべきであること、又は英語若しくはフランス語のいずれかを選択することを許すことができる。

規則11(7) **04.03** 本国官庁は、国際出願が適切な言語でなされているか確認するものとする。これらの要件が満たされていない場合には、国際出願は国際出願として認められず、国際事務局はそれを送付した官庁にそれを返送することとなる。

国際出願の提出；本国官庁による審査

3条(1)

規則 9 (2)(a)

A.I.セクション 6 (a)

05.01 国際出願は、公式様式に従って作成され、本国官庁によって国際事務局に提出されなければならない。また、タイプライター又はその他の機器を用いて鮮明に作成されなければならない。

8 条(1)

05.02 本国官庁は、国際事務局に支払う手数料に加え、国際出願の取り扱い業務に必要な経費を賄うための手数料を定めて、それを徴収することができる。

05.03 本国官庁は出願人に対し、公式様式に従って作成された出願を提出することを認めたり要求することができる。又は、出願人が提供した情報に基づいて本国官庁が様式を完成することもできる。同様に、本国官庁の公用語以外の言語で記入された国際出願書類が提出される場合には、本国官庁は出願人に対し、適切な言語に翻訳された書類の提出を要求又は許可することができる。又は本国官庁がその翻訳書類を作成することもできる。

05.04 ただし、国際出願書類は出願人によってではなく、本国官庁によって国際事務局に提出されなければならない。出願書類には、出願に関する特定の事実を証明する本国官庁による宣言書が含まれていなければならない(パラグラフ07.20参照)。したがって、本国官庁は、かかる宣言書を作成するのに必要な審査を実施しなければならない。また本国官庁は、出願に不備がないことを確認するものとする。もし、国際事務局に提出された国際出願に必要事欄の記入漏れがあった場合には、国際登録の日付に影響を生じる可能性がある(パラグラフ15.02を参照)。さらに、国際事務局が提出された国際出願に欠陥を発見した場合には、本国官庁はそれを是正する責任がある場合がある(パラグラフ10.01及び10.02参照)。したがって本国官庁は、本国官庁の責任で対処すべき事項の欠陥を防ぐために必要な限りにおいて、書類の内容を審査しなければならない。ただし、かかる審査によって国際事務局への提出が遅れ、国際登録の日付に影響を及ぼすことがあってはならない(パラグラフ15.03を参照)。

出願様式

A.I.セクション 2

06.01 国際出願の公式様式は、出願が協定のみ支配される場合、議定書のみ支配される場合、又は協定と議定書の両方に支配される場合に応じて3種類の様式(MM 1, MM 2 及びMM 3)がある。したがって、本国官庁は正しい様式が用いられるように注意しなければならない。官庁が協定のみ拘束される国の官庁である場合、又は議定書のみ拘束される国の官庁である場合には、当該官庁によって提出される出願書類の様式として前記3種類のうちの1種類のみが適用される。ただし、官庁が協定と議定書の両方の拘束を受ける場合には、どの締約国が指定されるかにより適切な様式が決定される(パラグラフ02.02-04参照)。

06.02 公式様式の写しは、国際事務局から締約国の官庁に無料で提供される。又はWIPOのウェブサイトの国際標章ページから入手することができる。それらは本書のDに示されている。

06.03 国際事務局によって提供された様式ではなく、官庁が独自の様式を作成する場合、又は出願人に独自の様式を作成することを認める場合には、第 章パラグラフ04.02及び03に記載されている手引きに従わなければならない。

06.04 第 章のパラグラフ07.01から20.11において、国際出願の様式を完成させるにあたっての具体的な手引きが記載されている。したがって、以下は、本国官庁が点検すべき様式の部分に焦点をおいたものである。

第1欄：本国官庁を官庁とする締約国

07.01 本国官庁を官庁とする国又は政府間機関の名称は、例えば、「France」、「United Kingdom」などと表記すべきである。協定又は議定書第9条の4の規定に基づく共通官庁の場合には、官庁の名称は、例えば「Benelux」などと表記する。

第2欄：出願人

第 章パラグラフ09.01から11を参照のこと。

第3欄：出願資格

07.02 国際出願が（全面的又は部分的に）協定の支配を受ける場合には、第3欄(a)の(i)、(ii)及び(iii)のいずれか一つにチェックする。国際出願が議定書のみ支配される場合には、国籍において本国官庁との関係を示す欄、住所において本国官庁との関わりを示す欄、又は営業所において本国官庁との関わりを示す欄の一つ又はそれ以上にチェックする。詳細については、第 章パラグラフ10.01から04を参照のこと。

07.03 記述されている内容の真意を問うための正当な理由がある場合には、国際出願の提出に関与する官庁は、証拠の提示を要請することができる。一般に、第2欄(b)に記載の住所は出願人の営業所又は住所であると推定できる。たとえこの住所が、国際出願が提出された官庁のある締約国の領域内にあるとしても、少なくとも第3欄(a)のボックスの一つにチェックされていることが必要である。そうでない場合は、出願人の出願資格を決定することは不可能である。

規則9(5)(c) **07.04** ただし、出願人が該当欄にチェックをすることによって、国際出願の提出に關与する官庁が所属する国内又は機關の加盟国の領域内に營業所又は住所を有することを示しているが、第2欄(b)に記載の住所が当該国又は機關の領域内にない場合には、それに対する説明を付け加えなければならない。このような場合には、出願人は第3欄(b)に、營業所又は住所を記載しなければならない。ここに記載された住所が、出願の提出に關与する官庁が所属する国又は機關の加盟国の領域内に含まれない場合には、この段階で当該官庁は本国官庁ではないと判断される。したがって、官庁は出願人に対し、出願ができないことを通報する必要がある(ただし、パラグラフ03.04参照)。

規則8 **07.05** 2名以上の出願人が共同で国際出願を行う場合には、それぞれの出願人について、国際出願を提出するための要件が満たされなければならない。詳細については、第章パラグラフ04.01及び02を参照のこと。

第4欄：代理人の選任

第章パラグラフ11.01から04を参照のこと。

第5欄：基礎登録又は基礎出願

3条(1),

規則9(5)(a)

規則9(5)(b)

07.06 本国官庁に効力を有する基礎登録は登録番号と登録日によって示されなければならない。基礎登録に係る国内又は広域出願の番号は、基礎出願と混同しがちであるから記載しなくてよい。本国官庁に出願された基礎出願は、出願番号及びその出願日で示されなければならない。国際出願が議定書のみ支配される場合は、基礎出願が記載されなければならない。出願が(全面的又は部分的に)協定に支配され、出願のもととなる標章がまだ本国官庁に登録されておらず審査中の案件となっている場合には、申請は時期尚早と見なされ、パラグラフ08.01に記載の要領で扱われる。

第6欄：優先権の主張

07.07 国際登録日の6ヶ月前以内になされた基礎出願、又は基礎登録の基礎となる出願から(パリ条約の第4条に基づく)優先権を主張することができる。また、国際登録日の6ヶ月前以内になされた本国官庁以外の官庁になされた出願(例えば、そこから基礎出願が優先権を主張する先行出願)から優先権を主張することもできる。

07.08 本国官庁は、国際出願が、優先権を主張する日から6ヶ月後以内に受理されていることを確認しなければならない。パリ条約第4条C(3)に基づき、優先権が主張された日からちょうど6ヶ月後が当該官庁の休業日に当たる場合には、その期間は次の開庁日まで延長される。この規定を考慮しつつ、優先権が主張された日が国際出願を受け取った日の6ヶ月間前以前である場合には、本国官庁は優先権の主張を無効にし、出願人にその旨を通報する。

07.09 15.05に記載のとおり、国際出願に不備があったり、国際事務局への提出が遅れたことによって国際登録の日が遅れた場合には、優先権の主張が無効になる可能性がある。

第7欄：標章

規則9(4)(a)(v) **07.10** 様式の第7欄(a)欄に標章の複製を提示しなければならない。ここに提示される標章の複製は、基礎出願又は登録に係る標章と同一のものでなければならない。特に、基礎登録又は出願の標章が白黒の場合には、この欄に提示される標章も白黒でなければならない。同様に、基礎標章が色彩の場合には、この欄に提示される標章も色彩でなければならない。

規則9(4)(a)(vii) **07.11** 基礎登録又は出願に係る標章は白黒であるが、出願人が標章の識別性ある特徴として色彩を主張する場合には、(b)欄に色彩の標章を提示し、(a)欄に白黒の標章を提示する。このような色彩の主張は、基礎登録又は基礎出願にも色彩の主張があるか否かにかかわらず適用される(パラグラフ07.20参照)。

07.12 標章は、出願人又は本国官庁の選択により、タイプ印書、印字、貼り付け、又は、複写することも、その他の手段を用いることもできる。別個の様式を用いる場合には、所定のサイズの欄(8cm×8cm)に標章を提示する。パラグラフ07.11に従い2つの標章を提示し、かつ別個の様式を使用する場合には、この2つの複製を同じ頁に含めなければならない。詳細は、第 章14.01から08を参照のこと。

第8欄：色彩の主張

第 章パラグラフ14.09及び10を参照。

第9欄：その他の要件

第 章パラグラフ15.01から10を参照。

第10欄：国際登録を求める商品及びサービス

07.13 商品及びサービスは、商品及びサービスに関する国際分類に従って適切な類に分類され、それぞれの分類の前には類の番号が付され、国際分類の類の順序に従って表示される。

07.14 本国官庁は、パラグラフ07.20に記載の宣言を行えるように、列挙されている商品及びサービスのすべてが基礎出願又は基礎登録に係る商品及びサービスに包括されていることを確認しなければならない。本国官庁は、また、商品及びサービスが正しく分類されていることを確認し、この点に関して国際事務局に欠陥を指摘されることのないようにしなければならない（パラグラフ12.01から08を参照）。

第11欄：指定締約国

07.15 出願人が国際登録の保護を求める国又は機関は、第11欄の該当欄にチェックを記入することによって示されなければならない。公式様式が発行された後に協定又は議定書に批准したり、加入したために、公式様式に該当欄が用意されていない締約国については、その名称を記入することができる。本国官庁は、そのような方法で示されている締約国が実際に協定若しくは議定書について批准していること又は加入していること、及びかかる批准又は加入が正式に承認されていることを確認しなければならない。

07.16 出願人が指定した国又は機関が下記のいずれかに該当する場合には、本国官庁はその指定を取消し、出願人にその旨を通報するものとする。

指定された国又は機関が

- 議定書のみ加入しているが、本国官庁は協定のみによって拘束されている。
- 協定のみ加入しているが、本国官庁は議定書のみによって拘束されている。
- 協定又は議定書のいずれの加盟国でもない。

07.17 指定された国又は機関が関連する条約に批准又は加入したが、その批准又は加入が発効していない場合には、本国官庁はその指定を取消し、出願人にその旨を通報することができる。あるいは、本国官庁は出願人に対し、指定の取消しを希望するか、又は申請を保留して問題の批准又は加入が発行する日に申請が受理されたものとみなすことを希望するかを問い合わせることができる。

標章を使用する意思の宣言書

第 章パラグラフ17.04から05を参照

第12欄：出願人又は代理人の署名

規則9(2)(b) **07.18** 本国官庁は、出願人又はその代理に対して、国際出願に署名をすることを要請又は認めることができる。第 1 2 欄に署名が記入されていなくても、国際事務局がそれを問題にすることはない。

第13欄：本国官庁の証明及び署名

規則9(5) (d)(i) **07.19** 本国官庁は、国際出願を受理した日、又は（出願の申請が時期尚早の場合には）申請を受理したものとして扱われる日を証明しなければならない（パラグラフ08.01を参照）。その日付は国際登録の日付になるため、重要である（パラグラフ15.01参照）。

07.20 国際事務局に送付された国際出願には、下記のことを証明する本国官庁の宣言書が含まれていなければならない。

規則9(5) (d)(ii),
規則 8

（a）国際登録の出願人は、第 5 欄に記載されている基礎登録の名義人又は基礎出願の出願人と同一であること。複数の出願人が共同で国際出願を提出している場合には、それらすべての出願人は、基礎登録の共同名義人又は基礎出願の共同出願人でなければならない。

規則9(5) (d)(iv)

（b）第 7 欄に示されている標章は、第 5 欄に記載されている基礎登録又は出願に係る標章と同一であること。（出願段階又は登録後に）本国官庁が標章の変更を承認する場合には、官庁が国際出願を証明する時点で、国際出願の対象となる標章が基礎登録又は出願と同じであれば、この宣言を行うことができる。

（c）国際出願に下記のいずれかが表示されている場合には、基礎登録又は出願にも同じことが表示されていること（ただし、国際出願に記載される文章には、すべて国際出願の言語が使用されていなければならない）。

規則9(5)(d)(iii)

- 標章が立体標章、音響標章、又は団体標章、証明標章若しくは保証標章であることの表示；
- 標章の言葉による記述；
- 標章が色彩又はそのような色彩の組合せから構成されていることの表示；

規則 9 (5) (d) (v)

(d) 基礎出願又は基礎登録において色彩が識別性ある特徴として主張されている場合には、同じ主張が国際出願にも含まれる。或いは色彩が識別性ある特徴として、基礎出願又は基礎登録で主張されることなしに、国際出願で主張されている場合には、基礎出願又は基礎登録における標章は、実際には、主張されている色彩又はそれらの色彩の組合せである。

規則9(5)(d)(vi)

(e)官庁が国際出願を証明する時点で、国際出願に表示されている商品及びサービスが基礎登録又は出願に係る商品及びサービスのリストに含まれていること。すなわち、国際出願に記載されている各商品及びサービスが基礎登録又は出願に係る商品及びサービスのそれぞれと一致するか、又は基礎登録又は出願に係る商品及びサービスの表示にふくまれるものでなければならない。当然、国際出願における商品及びサービスのリストは、基礎登録又は出願に係る商品及びサービスの一覧よりも範囲が狭くてもよい。

規則9(5)(e)

07.21 国際出願が2つ以上の基礎出願及び/又は登録に基づく場合には、パラグラフ07.20の(a)、(b)(c)、及び(d)の内容がそれぞれの基礎出願及び/又は登録について満たされている場合に限り、この宣言を行うことができる。(e)の内容については、基礎出願及び/又は基礎登録に係る商品及びサービスを合わせたものが、国際出願に記載されている商品及びサービスを包含する場合に、本国官庁はこの宣言を行うことができる。

規則9(2)(b),

A.I.セクション7

07.22 国際出願は、本国官庁によって署名されなければならない。署名は手書き、印刷又はスタンプによっても可能であるし、署名を捺印に代えることもできる。捺印する場合には、使用された印鑑の持ち主の氏名を文字で記す必要はない。電子的手段を利用して出願を行う場合には、国際事務局の同意を得た確認方法により、署名に代えることができる。

07.23 パラグラフ07.20に記載の宣言は公式様式に印刷されている。本国官庁は、この様式に署名することにより、宣言が真実であることを確認したものと見なされる。例えば、国際出願に、宣言書には含まれているが基礎出願又は登録には表記されていない記述、若しくは表示がある場合、又は基礎登録若しくは出願に含まれていない商品及びサービスが国際出願に含まれている場合は、本国官庁は署名できない。官庁は、出願人に対し不一致点の補正を要求しなければならない(例えば、主張、その他の表示を削除させる、又は、商品及びサービスの範囲をもっと限定して、基礎登録又は出願に示されている商品及びサービスの一覧の範囲に納まるようにする)。それが補正されるまでは、出願を国際事務局に提出することはできない。

手数料計算表

07.24 これには下記のことを表示するものとする。

- 国際事務局に開設された口座から必要な金額を引き落とす権限の委任、及び指示を与える当事者の特定；
 - 支払う手数料の額、支払方法、及び手数料を支払う当事者の特定。
- 手数料の計算及び支払い方法に関する詳細については、第 4 章パラグラフ20.01から11を参照のこと。

07.25 国際事務局に開設した口座からの引き落とし以外の方法で手数料を支払う場合には、支払い手数料が不足している場合、国際事務局は手数料を支払った当事者にその旨を通報することになるため、手数料を支払う当事者を示さなければならない（パラグラフ11.01から03を参照）。さらに、返金しなければならない場合には、手数料を支払った当事者に返金が行われる。出願人又は代理人が直接手数料を支払う場合には、手数料を支払う者の氏名又は名称を示さなければならない。これは、様式第 2 欄又は第 4 欄に示されている氏名又は名称に相当する。本国官庁を通じて手数料が支払われる場合には、当該本国官庁が所属する締約国の名称を示さなければならない。これは、様式第 1 欄に示されている名称に相当する。

07.26 本国官庁を通じて手数料が支払われない場合には、本国官庁は、出願人に対し、国際事務局に規定額の手数料が支払われなければ国際登録ができないという注意を促すものとする。本国官庁は、支払いがなされたか否かを点検する必要はないが、そうすることが必要であると判断した場合には、例えば、国際出願を国際事務局へ提出する前に国際事務局が発行した受領証の提示を要請することによって、手数料が支払われたことを確認することができる。

国際出願の時期尚早の申請

規則11(1)

08.01 （全面的又は部分的に）協定に支配される国際出願がされ、その出願の基礎となる標章がまだ本国官庁によって登録されていない場合には、その申請は時期尚早として扱われる。その理由は、協定のもとでは、国際出願は、本国官庁における出願ではなく登録のみに基づく個々の申請ができるからである。本国官庁がかかる申請をどのように扱うかは、登録が申請されている国際出願が協定のみで支配されるか、それとも協定と議定書の両方に支配されるかによる。

規則11(1)(a) (a) 指定国のすべてが協定の加盟国であるため、国際出願が協定のみ
に支配される場合には、その国際出願の申請を受理した官庁は、標章が登録
されるまでその申請を別に取り置きする。そして、標章が実際に登録簿に記
録された日に本国官庁がその申請を受理したものとして扱われる。官庁はそ
のため第13欄目(a)(i)に、その日付を記載する。出願は通常の方法で国際
事務局に提出することができる。

規則11(1)(c) (b) 国際出願が協定と議定書の両方に支配される場合：
- 標章が登録された場合に、国際出願が協定と議定書の両方に
支配されるものとして扱われることを要求することが明白である
出願は、上記(a)に記載の方法で扱うものとする。

規則11(1)(b) - かかる要求がなされない場合には、本国官庁は(議定書にも
拘束されていたとしても)協定に拘束されているすべての国の指
定を削除する。したがって、国際出願は議定書のみ支配される
ことになり、できるだけ速やかに国際事務局に提出されなければ
ならない。官庁は、当該事実を出願人に通報をしなければならない。
他の条件とは異なり、指定国の削除は支払う手数料の額に影
響を及ぼすためである。

08.02 パラグラフ08.01は、基礎登録も表示されている場合であって
も国際出願に基礎出願が表示されているあらゆる場合に適用される。

08.03 国際事務局は、協定に基づく指定を含むが、基礎出願に言及し
た国際出願を受理した場合には、規則11(1)に基づいて、本国官庁に送り返
す。

08.04 規則11(1)は、議定書のみ支配される国際出願を提出する場
合には影響しない。

国際事務局への出願の提出

09.01 本国官庁は、出願人に不利益が及ぶのを避けるためにパラグラ
フ15.02に挙げられている事欄がすべて記入されていることを確認した上で、
国際出願をできるだけ速やかに国際事務局に提出しなければならない。国際
事務局による出願の受領が遅れた場合、又は上記必要事欄に記入漏れがあっ
た場合には、国際登録の日付に影響が及ぼされる可能性がある。

- 09.02** 本国官庁から国際事務局へ国際出願を提出する際は、郵便、ファクシミリ又は電子的手段によることができる。
- A.I.セクション6 **09.03** 電子的手段を利用する場合を除いては、タイプ又は印刷によるなければならない。すなわち、手書きの出願は受けつけられない。複数の書類が一の封筒によって郵送されたときは、それぞれを特定する一覧表を添付するものとする。
- A.I.セクション(9)(a),
A.I.セクション(9)(b) **09.04** 出願をファクシミリで提出する場合には、それと併せて、公式様式のうちの標章が提示された頁の原本を国際事務局に送付しなければならない。この頁だけを送付することとする。つまり、新しい出願と間違えやすいため出願の全体を送付してはならない。これには、国際出願が明確に特定されるように、その頁に適切な表示（基礎出願若しくは基礎登録の番号、又は国際出願に付されている官庁の照合番号）が記載されていないとしない。その頁には官庁の署名も必要である。国際事務局は、ファクシミリによって送付された出願を受領しそれを確認した時点で、出願を送付した官庁に対し、標章が記載された頁の原本の送付を要請する。国際事務局は、その原本を受け取るまで、さもなくばファクシミリによる出願を受領してから1ヶ月が経過するまでは出願の審査を行わない。これは、標章が明示された複製がなければ、不適切な箇所があっても国際事務局がそれをはっきりと特定できないためである。したがって本国官庁は、出願人に不利益が及ぼされるのを防ぐために、標章が明示された原本を速やかに送付しなければならない（できれば、ファクシミリによって出願が送付された日と同日に送付するのが好ましい）。
- A.I.セクション 11(a) **09.05** 電子的通信による国際出願の送付方法については、官庁と国際事務局双方の合意が必要である。

国際出願における欠陥

手数料又は商品若しくはサービスのリスト以外に関する欠陥

本国官庁によって是正すべき欠陥

- 規則11(4)(a) **10.01** 本国官庁は、以下のような欠陥が認められる国際出願を国際事務局に提出すべきでないため、そのような欠陥は本国官庁が責任をもって是正する。
- (a) 正しい公式様式によって作成されていない出願、タイプ若しくは印刷がされていない出願、又は本国官庁の署名がない出願；
- (b) ファクシミリによって国際事務局に出願を提出した場合に、標章を明示した頁の原本が国際事務局で受領されていない場合（パラグラフ09.04を参照）；

(c) パラグラフ07.20に記載の宣言に関する欠陥；例えば、宣言が不十分な場合（ただし、公式様式を変更することなく、そのまま使用すればこのような欠陥を生じることはない）；

(d) 国際出願を提出するための出願人の資格に関する欠陥；たとえば、国際出願に記載された情報からは、協定第1条(3)、又は場合に応じて議定書第2条(1)に定められている、出願に関与する本国官庁に関する条件（パラグラフ03.01～04を参照）を出願人が満たしていない；例えば、出願人が本国官庁を官庁とする締約国の領域内に営業所又は住所を有していると表示している（第3欄(a)）が、一方、（第2欄(b)に示されている）住所はその領域内になく、第3欄(b)に住所が記載されていない場合（パラグラフ07.04を参照）又はそこに示されている住所も当該締約国の領域内でない場合、又は出願人の住所はその領域内にあるが、出願人の資格が営業所のいづれに基づいているのかを表示していない場合；

(e) 国際事務局が受理した出願に下記のいずれかの事欄が記入されていない場合：

- 出願人の特定及び出願人又は代理人の連絡先に関する記述；
- 本国官庁と出願人の関係に関する記述（パラグラフ07.20から05参照）；
- 基礎登録又は出願の日付と番号；
- 標章の複製；
- 標章の登録の対象となる商品及びサービスのリスト；
- 指定締約国の表示；
- 本国官庁による宣言（パラグラフ07.20を参照）。

したがって、国際事務局は、上記いずれかの点において国際出願に欠陥があると認めた場合には、本国官庁にその旨を通報すると同時に出願人にもそれを通報する。

規則11(4)(b) **10.02** 本国官庁は、本国官庁の責任においてすべての欠陥を国際事務局による通報の日から3ヶ月以内に是正しなければならない。この期間内に、国際事務局がファクシミリで送付された頁の原本を受領し、それに欠陥を認めた場合には、その欠陥も同じ3ヶ月以内に是正しなければならない。すべての欠陥がその期間内に是正されなければ、国際出願は放棄されたものと判断される。そして国際事務局は、官庁と出願人の両方に対してその旨を通報する。

出願人が是正すべき欠陥

規則11(2) **10.03** 10.01に記載の欠陥以外の欠陥、又は商品若しくはサービスのリストに関する欠陥(パラグラフ12.01から08を参照)以外の欠陥については、国際事務局が出願人に通報し、出願人が責任をもって是正する。本国官庁にもその欠陥が通報されるが、本国官庁はそれに対して何か行動をとる必要はない。3ヶ月以内に欠陥が是正されない場合には、国際事務局は出願人と本国官庁の両方に対して、出願が放棄されたものと判断することを通報する。

使用の意思の宣言書に関する欠陥

規則11(6)(a),
規則11(6)(b) **10.04** 議定書に基づいて指定された締約国が、国際出願に添付される別個の様式用の紙に明示され、出願人の署名が付された標章を使用する意思の宣言書を要求するものであり、国際事務局がその宣言書に欠陥があること、又はその宣言書が該当する要件を満たしていないことを認めた場合には、国際事務局は、出願人及び本国官庁に対し直ちにその旨を通報する。本国官庁が国際出願の申請書を受領した日から2ヶ月以内に、国際事務局が欠陥の箇所又は是正された宣言書を受領した場合には、宣言書は滞りなく提出されたものとして扱われ、欠陥によって国際登録の日付に影響が及ぼされることはない。

* 2002年1月1日現在、このパラグラフの内容を要求する締約国の通報はなされていない。

規則11(6)(c) **10.05** ただし、その期間中に欠陥の箇所又は是正された宣言書が受理されない場合には、問題の締約国の指定がなされなかったとみなされる。国際事務局は出願人と本国官庁の両方に対してその旨を通報し、締約国の指定に関して支払われた手数料を返金する。また、国際事務局は、問題の指定が要求されている使用の意思の宣言に伴うものであれば、事後指定として有効であることを示唆することとする。

代理人の選任に関する欠陥

- 規則3(3)(a) **10.06** 国際出願にその氏名又は名称が示されている代理人の住所が、当該条約に拘束される国の領域内に存在しない場合には（パラグラフ 10.01を参照）国際事務局は、代理人の選任がなされていないものとして扱う。国際事務局は本国官庁、出願人及び代理人とする者にその旨を通報する。

手数料に関する不備

- 規則11(2) **11.01** 出願人から国際事務局に直接手数料が支払われる場合。
国際事務局が、納められた手数料の額が不足していると判断した場合（又は、国際事務局に開設された口座から引き落とすことができる額が不足していると判断した場合）には、国際事務局は出願人にその旨を通報すると同時に、本国官庁にもそれを通報する。この不備は出願人の責任で是正するものとし、本国官庁が行動をとる必要はなく、実際、本国官庁はそれに対して何も行動できない。

- 規則11(3) **11.02** 本国官庁を通じて手数料が支払われる場合。
国際事務局が、納められた手数料の額が不十分であると判断した場合（又は、国際事務局に開設された口座から引き落とすことができる額が不足していると判断した場合）には、国際事務局は本国官庁にその旨を通報すると同時に、出願人にもそれを通報する。官庁は出願人から必要な金額を徴収するか、又は官庁が不足額を国際事務局に支払う（官庁独自の方法によって、出願人からその分の金額を回収する）。又は、本国官庁はそれについて一切行動をとらなくてもよいし、出願人に、不足手数料を支払うことを指示するだけでもよい。

- 11.03** その他の場合。
これらの、手数料不足を通報した日から3ヶ月以内に不足分の手数料が支払われない場合には、国際事務局は出願人と本国官庁の両方に対して、出願が放棄されたものと判断したことを通報する。

商品及びサービスのリストに関する欠陥

商品及びサービスの分類

- 12.01** 国際出願に列挙されている商品及びサービスの分類に関しては、国際事務局が最終的な責任を負う。ただし、規則12には、本国官庁との見解の相違点を国際事務局が解決するものと規定されている。

規則12(1)(a),
規則12(2),
規則12(3)

12.02 国際事務局が、商品及びサービスのリストが商品及びサービスの分類に関する規則 9 (4)(a)(xiii)の要件を満たしていないと判断した場合には、国際事務局は独自の案を示す。国際事務局はその提案を本国官庁に通報すると同時に、出願人にも通報する。本国官庁は、その通報から3ヶ月以内に、その提案に対する意見を国際事務局に提示することができる。提案の通報から2ヶ月以内にかかる意見が提示されない場合には、国際事務局は本国官庁と出願人の両方に対して、繰り返しその提案を通報する。

12.03 その提案に対する意見書を作成するために、官庁は出願人の見解を求めることができる。出願人は、見解が求められた場合にもそうでない場合にも、その見解を官庁に提示することができる。ただし、官庁はその提案に対して応答する義務はないが、その提案に対して意見を提示する意志がない場合には、国際登録に滞りが生じないためにも、国際事務局にその旨を通報することが好ましい。

規則12(4)-(6),
規則12(9)

12.04 国際事務局が、本国官庁によって提示された意見に基づいて、その提案を取り下げる場合、補正する場合、又はそのまま維持する場合は、いずれにしても本国官庁にその旨を通報し、同時に出願人にも通報する。出願が他の要件をすべて満たしている場合には、国際事務局が正しいと判断する分類に従って標章が登録される。

規則12(1)(b),
規則12(7)

12.05 国際事務局が商品及びサービスの分類に関する欠陥を補正する案を提示する場合には、国際事務局は、料金表に定められ、提案された再分類の範囲に応じた額の手数料を請求することができる。ただし、その額が料金表に定められた最低限の金額(現在、150スイスフラン)を下回る場合には、手数料を請求することはできない。さらに、再分類の提案によって請求しうる手数料は、既に支払われた手数料を超えた分の追加手数料又は個別手数料である。したがって12.02にいうの提案は、その提案に基づいて支払われるべき手数料の総額とともに提示される。かかる手数料は、その提案の通報から4ヶ月以内、又は本国官庁が提案に対する意見を提示した場合であって、国際事務局が提案の維持又は補正を決定した場合はその旨の通報から3ヶ月以内に支払われなければならない。再分類によって発生する手数料はすべて出願人の責任で支払われる。国際出願に伴う手数料が本国官庁を通じて支払われている場合には、11.02に記載の従う。定められた期間内に支払いが済まされない場合には、出願は放棄されたものとして扱われる。国際事務局は本国官庁及び出願人にその旨を通報する。

不明瞭、不明確又は不正確な用語の使用

- 規則13(1) **12.06** 国際事務局が、商品及びサービスのリストに使用されている用語が不明瞭で分類の意図にそぐわない、不明確、又は言語学的に不正確であると判断した場合には、国際事務局は本国官庁にその旨を通報すると同時に、出願人にも通報する。国際事務局は、適切な用語を提示したり、不適切な用語の削除を求めることができる。
- 規則13(2)(a) **12.07** 官庁は、通報から3ヶ月以内に欠陥の是正に関する案を提示することができる。官庁はまた、その案を提示するために、出願人の見解を求めることができる。又は、出願人は、その件について本国官庁に見解を提示することができる。ただし、官庁は事務局のその提案に対して応答する義務をもたないが、その提案に対して意見を提示する意志がない場合には、国際登録に滞りが生じないためにも、国際事務局にその旨を通報することが好ましい。
- 規則13(2)(b) **12.08** 定められた期間中に適切な案が国際事務局に提示されていない場合には、その用語はそのまま国際登録に含まれる。ただし、その用語を包括すべき分類が示されている場合には、その用語は不明瞭で分類の意図にそぐわないこと、不明確であること、又は言語学的に不正確であることを示す国際事務局による指示書きが記される。その用語を分類すべき類が示されていない場合には、国際事務局はその用語を削除し、その旨を適宜本国官庁及び出願人に通報する。

国際出願が国際出願とみなされなかった場合、又は放棄されたとみなされた場合の手数料の払い戻し

- 規則 11(5),
規則 12(8) **13.01** 国際出願が、パラグラフ 10.02、10.03、11.03 又は 12.05 で述べた場合のように、放棄されたとみなされたとき、国際事務局は、それまでに支払われた手数料から白黒の標章の登録基本手数料の半額を差し引いた額を、支払者（出願人若しくは官庁）に払い戻す。
- 13.02** 国際出願が国際出願とみなされなかった場合（すなわち、国際出願が国際事務局に直接送付された場合（パラグラフ 01.02 参照）又は言語に関する要件を満たしていない場合（パラグラフ 04.03 参照））には、それまで支払われた手数料がすべて、支払いをした当事者に戻される。

国際登録

国際登録簿への標章の登録

規則 14(1) **14.01** 国際出願が出願要件をすべて満たしていると判断された場合、国際事務局は、その標章を国際登録簿に登録して、指定された締約国の官庁に通報し、その旨を本国官庁に通報し、名義人に登録証明書を送付する。ただし、本国官庁が希望し国際事務局に通報していた場合には、その証明書は本国官庁を通じて名義人に送付される。

14.02 証明書に使用される言語は、国際事務局が受理した国際出願に使用されていた言語と常に同じである。

国際登録の日付

3条(4) **15.01** 国際登録簿には、本国官庁がその国際出願を受理した日付（又は、受理したとみなされる日付 パラグラフ 08.01 参照）が記録される。ただし、この日付より2ヵ月以内に、国際事務局が国際出願を受理し、かつ、受理した時点で、パラグラフ 15.02 で列挙する欠陥が1つもない場合に限る。

15.02 国際事務局が、この2ヵ月という期間内に国際出願を受理したものの、受理した時点で以下に列挙する要素のいずれか1つでも欠けていた場合、

- 出願人を特定する表示、及び当該出願人又はその代理人の連絡先の表示；
- 標章の複製；
- 登録を求める標章の商品及びサービスの一覧；
- 指定した締約国に関する表示；

規則 15(1) その欠けていた要素がすべて、2ヵ月の期間内に国際事務局に受理されれば、国際登録簿には、依然として当該出願が本国官庁になされた日付が記録されることになる。しかし、欠けていた要素が2ヵ月の期限を過ぎても受理されなかった場合には、欠けていた要素がすべて国際事務局に受理された日付が国際登録簿に記録されることになる（ただし、欠陥の通報の日より3ヵ月以内に欠けていた要素が受理されたことを条件とする。）。よって、国際事務局は、上に列挙した要素のうちの1つでも欠けていた場合には、できる限りすみやかに、本国官庁にその旨を通報する。官庁は、国際登録簿に記録される日付に関して名義人に不利益が発生するのを避けるためにも、2ヵ月以内に欠陥を是正するよう努めなければならない。

- 3 条(4) **15.03** 本国官庁が出願を受理した日(又は、受理したとみなされる日)よりも2ヵ月以上経過した後に、国際事務局が国際出願を受け取った場合には、国際事務局が実際に出願を受理した日が国際登録簿に記録されることになる。ただし、この場合、パラグラフ 15.02 で述べた要素がすべてそろっていないなければならない。これらの要素のうちの1つでも欠けている場合には、欠けていた要素がすべて受理された日が国際登録簿に記録されることになる(欠陥の通報の日より3ヵ月以内に欠陥がすべて受理されたことを条件とする。)
- 規則 15 (2) **15.04** パラグラフ 15.02 で列挙した以外の欠陥(たとえば、手数料の支払遅延や、商品及びサービスの分類に係る誤り)があっても、国際登録簿に記録される日付に変わりはない。
- 規則 14(2)(i) **15.05** パラグラフ 15.02 及び 03 で述べたように、欠陥又は遅延があった場合、国際登録簿には、本国官庁が国際出願を受理した日より後の日付が記録されてしまうこともある。国際登録簿に記録される日付が、主張していた優先権の発生日よりも6ヵ月以上後のものとなってしまった場合、その優先権は失われることになり、また、国際事務局は優先権に関するデータを記録しないことになる。

国際登録の更新

- 16.01** 国際登録の権利を維持するためには、10年ごとに手数料を支払わなければならない。手数料の支払いは、名義人の責任である。更新に関する手続及び更新に伴う手数料については、第 4 章において詳しく検討がされている。
- 規則 34(2)(a) **16.02** 名義人は、国際事務局に直接、手数料を支払うこともできる。あるいは、名義人の締約国の官庁が許可する場合には、その官庁を通じて手数料を支払うこともできる。しかしながら、官庁は、名義人に対し、当該官庁を通して更新手数料を支払うように求めることはできない。
- 8 条(1) **16.03** 手数料が本国官庁を通じて支払われる場合、当該官庁はこの手続にかかる費用をまかなうため各自で手数料を定め、これを徴収することができる。

A7 条(5),
P7 条(4)

16.04 手数料は、国際登録の更新すべき期日よりも前に、国際事務局に支払わなければならない。しかし、更新すべき期日を過ぎて6ヵ月以内であれば、割増手数料を同時に支払うことにより、手数料の納付が認められる。6ヵ月の期限が切れた後には、国際登録を更新することはできない。その6ヵ月の期限が切れるまでに、最低でも、支払うべき手数料及び追加手数料の70%に当たる額(パラグラフ .74.03 参照)を支払っていないければ、国際登録は消滅し、国際事務局はそれまでに受領した手数料をすべて、支払った当事者(名義人若しくはその代理人又は官庁)に払い戻す。

16.05 よって、官庁を通じて更新手数料が支払われる場合、その官庁は、名義人に不利な状況が発生することを避けるためにも、すみやかにその手数料を国際事務局に転送する必要がある。

指定締約国による拒絶に関する情報

規則 17(4)

17.01 国際事務局は、指定締約国の官庁より保護の暫定的拒絶の通報を受け取った場合にはこれを名義人に転送する。同時に、国際事務局は、本国官庁が希望し、かつ、希望するという旨を国際事務局に通報していた場合に限り、その通報の写しを本国官庁へ送付するものとする。この情報は、官庁が本国官庁である締約国には、法的な意味を一切持たない。

基礎出願から生じる登録又は基礎登録の国際登録への従属性

基礎出願から生じる登録又は基礎登録の効果の消滅

6 条(3)

18.01 国際登録は、国際登録の日より5年の期間、その国際登録を求める国際出願の基礎となった国内若しくは地域出願又は登録に従属する。その期間内に、いかなる理由にせよ、その基礎となった出願(又はその出願による登録)又は基礎となった登録の効果が消滅した場合、国際登録によって発生した保護の効力を失うことになる。また、その5年の期間が終了した後に、基礎となった出願(又はその出願による登録)又は基礎となった登録が、期間満了前に提起された手続によって効力を失った場合も同様に、保護の効果は失われることになる。基礎となった出願による登録又は基礎となった登録の効果の消滅が、国際登録の対象となっている商品及びサービスの一部のみに関する場合、保護効果の喪失は、その商品一部の及びサービスの一部に適用される。

6 条(4)

18.02 本国官庁は、パラグラフ 18.01 で述べた事象が発生した場合、国際事務局にその旨を通報する必要がある。基礎となった出願が認められず、登録が拒否された場合又は取り下げられた場合若しくはそのような出願による登録又は基礎となった登録が取消された場合には、そのような登録の拒否又は削除によって影響を受ける商品及びサービスに関して、国際登録を取り消すように国際事務局に要求しなければならない。

18.03 国際登録は、基礎出願若しくは基礎出願から生じる登録、又は基礎登録に従属するというこの原則は、絶対的なものである。国際登録の名義人の変更又は基礎となった出願、その出願による登録、若しくは基礎登録の名義人が変更した場合にも、当該原則は影響されない。すなわち、出願又は登録若しくは国際登録の所有権を異なる者が所有して、かつ、その新しい所有者の本国官庁に当たる官庁がその締約国と何の関係も持たないときにも、その本国官庁は、基礎となった出願、その出願のによる登録又は基礎登録が、5年という期間内又はこの期間が終了する前に起こされた手続の結果により期間終了後に拒絶されるか、又は効力を失った場合には、パラグラフ 18.02 で述べた措置を取らなければならない。

18.04 本国官庁は、以下に列挙した事象が発生した場合には、国際事務局に通報しなければならない。

国際登録の日より5年以内に、基礎となった出願が職権により拒絶される、又は5年の期間が終了した後に（たとえば、審判の結果によって）、拒絶が確定した場合。

基礎出願が、5年の期間が終了する前に開始された異議申し立て手続の結果拒絶された場合。この場合、拒絶が確定したのが期間終了の前であるか後であるかは問わない。;

5年の期間が終了する前にされた申請により、基礎出願が取下げられた場合。;

基礎出願が、5年の期間が終了する前に発生した何らかの事象（たとえば、本国官庁の出願手続要件を満たしていなかったなど）を理由に、消滅した場合。出願が消滅するという決定が、期間終了後に確定した場合も同様である。;

基礎登録（又は基礎出願の結果認められた登録）が、5年の期間が終了する前に（名義人又はその他の者によって）提出された申請により、放棄、取消、撤回又は無効と宣言され、消滅した場合。放棄、取消、撤回、又は無効の宣言による消滅が、期限終了後に有効又は確定的になった場合も同様である。

基礎登録（又は基礎出願の結果認められた登録）が、5年の期間の終了前に（たとえば、更新手数料が支払われなかったために）消滅した場合。消滅の決定が、期限終了後に確定した場合も同様である。

規則 22(1)(a) **18.05** これらの通報には、当該国際登録の番号及び名義人の氏名を表示しなければならない。また、通報には、基礎出願(又はその出願による登録)又は基礎登録に影響を与える事実及び決定を表示しなければならない。事実及び決定の表示とは、すなわち、以下のような記述のことを指す。

出願番号 [# # #] は、[日付] 付けでされた、[官庁の名称] の決定により、拒絶された。当該決定に対する審判請求の提起期限は、[日付] をもって終了した。

出願番号 [# # #] は、[日付] 付けの申請に従って、取り下げられた。

登録番号 [# # #] は、[日付] 付けで消滅した。当該登録の回復可能期間は、[日付] をもって終了した。

[日付] 付けでされた [裁判所の名称] の決定により、登録番号 [# # #] は、[日付] をもって撤回された。当該決定に対する審判請求の提出期限は、[日付] をもって終了した。

本国官庁は、拒絶若しくはその他の決定の理由を国際事務局に示す必要は一切ない。

規則 22(1)(a)(iv) **18.06** 上述のような事実若しくは決定が、国際登録の対象となっている商品及びサービスの一部のみに影響する場合には、通報に、どの商品及びサービスが影響を受けるのか、又はどの商品及びサービスは影響を受けないのかを表示しなければならない。本国官庁が通報しなければならないのは、国際登録に影響を与える事実及び決定のみである。よって、拒絶、取下、取消などによって、基礎出願、その出願の結果認められた登録、若しくは基礎登録に変化が生じる場合であっても、国際登録の対象となっている商品及びサービスには何の影響も及ばないときには、国際事務局に通報する必要はない。

規則 6(2)(a),
規則 6(2)(b)(i)

18.07 国際登録が、協定のみ支配された国際出願によって認められたものであり、かつ、事後指定についても、協定に基づいて行なわれていた場合、国際事務局への通報には、フランス語を使用しなければならない。その他の場合には、通信をする官庁の裁量で、英語又はフランス語のいずれかを選択することができる。

18.08 無効が覆される可能性はないと完全に明らかになるまでは、通報を送付すべきではない(例外について、パラグラフ 18.09 参照)。例えば、行政又は司法上の決定の場合、上訴に対する決定が言い渡されるまで、又は上訴請求の提訴期間が終了するまで、通報の送達送付すべきではない。特に、更新手数料未払いが原因で、基礎出願の結果認められた登録の効果が消滅、又は基礎登録の効果が消滅したという場合には、支払い猶予期間又は登録の回復の申請が可能な期間が終了するまで、通報を送付すべきではない。

規則 22(1)(b) **18.09** しかしながら、国際登録の日より5年の期間が終了する時点で、本国官庁が、以下に列挙する事柄について決定がなされていないという事実を認識している場合には、できる限り早い段階で、その旨を国際事務局に通報する必要がある。

基礎登録に関する司法手続；
基礎出願の拒絶の決定に対する抗告；
基礎出願の取下を請求する手続；
基礎出願への異議申し立て；
基礎登録又は基礎出願から生じる登録の撤回、取消又は無効を請求する手続；

この場合、通報には、問題となっている手続に関して最終決定が未だにされていない旨を明記しなければならない。

規則 22(1)(c) **18.10** 本国官庁が、パラグラフ 18.09 で記述した予備的通報を送付した場合には、決定が確定した時点で、すみやかにその最終決定を国際事務局に通報する必要がある。当の官庁がじかに決定を通報されない場合(たとえば、裁判所や関係機関が決定を下す場合)にも、そのような決定が下されたと知った時点で、たとえば、名義人又はそのような法的手続に関与した者から官庁に通報があった時点で、できるだけ早く国際事務局に通報する必要がある。

18.11 通報が、パラグラフ 18.05 から 08 で述べた要件に従っていない場合、国際事務局は、通報を行なった官庁に対し、効果を終了する記録をすることができない旨を通報する。

規則 22(2),
規則 32(1)(a)(viii)

&(xi) **18.12** 国際事務局は、パラグラフ 18.04 から 10 で述べたような通報を受けた場合、これを国際登録簿に記録する。国際登録(すべて又はその一部)の取消しを請求する通報が出された場合、国際事務局は、該当する範囲内で国際登録を取り消す。また、国際事務局は、そのような通報の写しを指定されたすべての締約国の官庁に送付し、その旨を指定されたすべての締約国の官庁に通報する。このようないかなる通報又は取消しは公報によって公表する。

18.13 本国官庁が国際登録の取消しを申請する際に用いるべき公式の様式に関する規定はない。名義人が取消しを申請する際に使用する様式(MM8)を、官庁が用いてはならない。

基礎出願又は基礎登録の分割又は併合

規則 23(1) **19.01** 国際登録が、基礎出願に基づき認められたもので、国際登録の日から5年の期間内に、その基礎出願が2つ以上の出願に分割される場合、又は複数の基礎出願が単一出願に併合される場合、本国官庁は、その旨を国際事務局に通報しなければならない。通報には、以下の事項を表示しなければならない。

国際登録の番号。番号がまだ付けられていない場合には、代わりに基礎出願の番号を記載する(基礎出願の番号が明記してあれば、国際事務局は、該当する国際登録を識別することができるためである)。

名義人又は出願人の氏名。

基礎出願の分割により生じた複数の出願のそれぞれの番号又は合併によって生じた出願番号。

規則 23(3) **19.02** 同様に、本国官庁は、この5年の期間内の基礎登録の分割又は基礎登録の併合、又は基礎出願から生じた登録を国際事務局に通報しなければならない

規則 23(2),

規則 32(1)(a)(xi) **19.03** 国際事務局は、上記の通報が送付された場合、これを国際登録簿に記録する。これは、名義人及び各指定締約国の官庁に通報され、関連する情報を公報によって公表する。

19.04 国際登録簿には、基礎出願若しくは基礎登録が分割された、又は基礎出願若しくは基礎登録が併合された事実のみが記録される。これには、分割された各出願又は登録に含まれている商品及びサービスについては言及していない。このような出願又は登録に関する事項の詳細については、本国官庁から入手することができる。

事後指定

3条 ter(2) **20.01** 国際登録の後に、その国際登録を、その他の協定又は議定書の締約国へ地域拡張すること(以下、「事後指定」と呼ぶ)ができる。ただし、この場合、名義人はその締約国を指定する資格を有していなければならない。

20.02 ある特定の締約国を指定する際には、協定又は議定書のいずれかの規定に従わなければならないこの指定が2以上の締約国に関する場合には、当然に、協定と議定書の双方に支配されることとなる。手数料や言語などに係る規定が異なるため、協定又は議定書のいずれの条約が適用されるのかを知っておくことは重要である。さらに、上述したように、本国官庁になした出願を国際登録の基礎とすることが可能か否かに関する議定書の規定は対応する協定の規定よりも厳密ではない。

20.03

指定締約国、及び
名義人の締約国

の双方が、いずれも協定の加盟国である場合には(双方とも又はいずれか一方が同時に議定書の加盟国であっても)、協定に基づいて、事後指定をするものとする。

20.04

また、
指定締約国、及び
名義人の締約国

の双方が議定書の加盟国であるが、協定にはいずれか一方のみしか加盟していない(又は、双方とも加盟していない)場合には、指定は議定書の下で行われる。

20.05

名義人の締約国が協定のみ加盟国である場合には、議定書のみ加盟国を指定することはできない。逆も同様である。

事後指定の提出

規則 24(2)(a)(ii) **21.01** 協定に基づいて行なわれた事後指定については、名義人の締約国の官庁を通じて提出しなければならない。

規則 24(2)(a)(i) **21.02** 議定書に基づいて事後指定が行なわれた場合で、本国官庁である締約国の官庁が、2001年10月4日前に有効であった規則7(1)で言及されている宣言を行っており、また、名義人の住所がその締約国の領域内にあるときには、その本国官庁を通じて、事後指定を提出しなければならない。(締約国がこの指定を行った場合には、その事実はパートCに記載されている。)

21.03 その他の場合には、名義人の裁量により名義人が直接又は名義人の締約国官庁を通じて、国際事務局に事後指定を提出することができる。

事後指定を行なう資格

22.01 特定の指定を行なうことができるか否かという問題については、以下に概要を示すような見解が取られている。

規則 24(1)(b) 名義人の締約国が協定によって拘束される場合、名義人は、協定に基づき、協定に拘束されるいずれの締約国でも指定することができる。

規則 24(1)(c) 名義人の締約国が議定書によって拘束される場合、当該締約国が同時に協定によって拘束されなければ、名義人は、議定書に基づき、議定書によって拘束されるいずれの締約国でも定することができる。

詳細については、第 4 章パラグラフ 39.01 から 04 を参照。

22.02 事後指定の日現在の状況を基準として、国又は機関が協定の加盟国であるか、若しくは議定書の加盟国であるかを判断する。官庁を経由して事後指定が提出された場合、事後指定の日とは通常、当該官庁が指定を受理した日となる（パラグラフ 25.01 参照）。

事後指定に使用する言語

規則 6(2)(a) **23.01** 関連する国際登録が、協定に支配された国際出願により登録されたものであり、また、すでに行なわれていた事後指定も協定に支配されてなされたものであった場合、協定に基づく事後指定を国際事務局へ通報する場合にはフランス語を使用しなければならない。

規則 6(2)(b) **23.02** 上記以外の場合には、国際事務局に提出する事後指定は、関係する官庁の裁量により、（国際出願の際に使用した言語が何であったかを問わず）英語又はフランス語のいずれかすることができる。よって、以下の場合には、英語若しくはフランス語のいずれかが選択できるということになる。

議定書に（全部又は部分的に）支配された国際出願の結果、国際登録が認められた場合。

事後指定が、議定書に基づくものである場合。

国際登録が、協定に支配された国際出願の結果認められたものであり、また、現在行われている事後指定も協定に基づくものであるが、以前に議定書に基づく事後指定を行なったことがある場合。

事後指定の様式及び内容

規則 24(2)(b) **24.01** 事後指定は、一通の公式様式により国際事務局に提出されなければならない。様式の作成方法については、第 4 章のパラグラフ 43.01 から 19 において詳しく述べてある。

規則 24(3)(d) **24.02** 事後指定の提出を要求された官庁は、当該指定の事実（パラグラフ 22.01 参照）を確認し、また、その要求を審査して欠陥がないことを確認する必要がある。とりわけ、国際登録が基礎出願に基づくものであり、事後指定が本国官庁を通じて提出された場合には、そのような宣言がすでに国際事務局に送付されてなければ、当該官庁は、当該出願が登録されたことを確認し、その日付と番号を示して、様式（MM4）の 8(b)項に記入しなければならない。

- 規則 24(2)(b) **24.03** 事後指定を官庁を通じて提出する場合には、その官庁による署名がなければならない。提出を媒介する官庁は、名義人又はその代理人若しくはその双方に署名することを要求又は許可することもできる。
- 規則 24(3)(a)(vi) **24.04** また、当該官庁は、事後指定を受理した年月日を証明しなければならない。この年月日は、指定の効力発生日となる可能性があるため、重要である。
- 24.05** 国際出願の提出又は国際登録の更新に関する状況とは逆に、官庁が、同官庁を通じて提出された事後指定に関して手数料を課す規定は存在しない。

事後指定の日及び送付

- 規則 24(6)(b) **25.01** 官庁を通じて提出された事後指定の日付は、パラグラフ 26.02 に言及している欠陥を含まないことを条件として、その官庁が当該指定を受理した日とされる。しかしながら、官庁が受理した日より2ヵ月以内に、国際事務局が受理しなかった場合には、さらに、この欠陥を含まないことを条件として、国際事務局が実際に受理した日が指定に付されることになる。このように名義人に不利な結果となることを防ぐためにも、事後指定の提出をする官庁は、これをすみやかに国際事務局に送付する必要がある。
- 25.02** 事後指定を国際事務局に送付する際には、郵便、ファクシミリ（ただし、公式様式をファックスすること）又は電子的手段を利用することができる。
- 規則 24(9) **25.03** 実際には、官庁を通じて提出する必要があったにもかかわらず（パラグラフ 21.01 及び 02 参照）誤って国際事務局に直接送付された事後指定については、事後指定とみなされず、送付者にはその旨通報される。

欠陥

- 規則 24(5)(a) **26.01** 事後指定に関して欠陥があるとみなされた場合、国際事務局はその旨を名義人に通報する。当該指定が官庁を通じて提出されたものであった場合、国際事務局はその官庁に対しても欠陥がある旨の通報を行なう。欠陥があるという通報を受けた官庁は、その裁量によって、取るべき措置を決定することができる。欠陥を是正するための措置を取ってもよいし、名義人に欠陥の是正責任がある旨を通報してもよい。あるいは、何の措置も講じないでいることもできる。

規則 24(6)(c)(i) **26.02** 事後指定に、以下に列挙する事柄に関連する欠陥があった場合には、欠陥が是正された年月日とその事後指定に付されることになる。

国際登録の番号

指定締約国の表示

事後指定に係る国際登録のすべての商品及びサービスの指定の表示又は事後指定がされる商品及びサービスの表示

別個の使用意思の宣言書(指定された締約国が、そのような宣言を要求する場合)*;

締約国しかしながら、当該指定が官庁を通じて提出されたもので、パラグラフ 25.01 で言及したように、欠陥が2 ヶ月の期間内に(当該官庁又は名義人によって)是正されたときに限り、当の官庁が受理した日付がその事後指定に付されることになる。

規則 24(6)(c)(ii),

規則 24(5)(b)

26.03 パラグラフ 26.02 に列挙した以外の欠陥であれば、事後指定の日付に影響を及ぼさない。しかしながら、国際事務局から通報があったから3 ヶ月以内にその欠陥を是正しなければ、当該事後指定は放棄されたものとみなされることになる。この場合、国際事務局は、名義人に通報し、また、指定が官庁を通じて提出されたものであった場合には、当該官庁にも通報する。また、国際事務局は、支払われた手数料から基本手数料の半額を差し引いた額を、支払い者(名義人又は官庁)に払い戻す。

規則 24(5)(c)

26.04 1又は複数の締約国の指定が認められないと国際事務局が判断した場合(パラグラフ 22.01 及び 02 参照) 当該指定は、そのような締約国の指定を含んでいないものとみなされることになる。当該締約国の指定に関連して、それまでに支払われていた付加手数料又は個別手数料は、それを支払った者(名義人若しくは官庁)に払い戻される。このような欠陥が、指定された締約国のすべてに関連するものであった場合には、その事後指定は放棄されたものとみなされることになる。この場合、国際事務局は、基本手数料の半額を徴収する。

* 2002年1月1日現在、いかなる締約国もこのような別個にする宣言を要求していない。

事後指定の記録及び公表

規則 24(7),

規則 32(1)(a)(v) **27.01** 事後指定が該当要件をすべて満たしていると判断した場合、国際事務局はその事後指定を国際登録簿に記録し、次に指定された締約国の官庁に通報し、さらには名義人に通報する。指定が官庁を通じて提出されていた場合、国際事務局はその官庁にも通報する。事後指定は、公報に公表する。

国際登録の変更又は取消

9 条

9 条の 2

28.01 申請により、国際事務局は以下に列挙する事項をすべて記録する。
商品及びサービスの一部若しくはすべてに関する、又は指定締約国の一部若しくはすべてに関する、国際登録の所有権の変更
一部又はすべての指定締約国に関する商品及びサービスの指定の限定
一部の指定締約国に関するすべての商品及びサービスの放棄
名義人又はその代理人の氏名又は住所の変更
すべての指定締約国に影響を及ぼす、一部又はすべての商品及びサービスに関する国際登録の取消

申請の提出

規則 25(1)(c)

28.02 以下の場合には、申請書を名義人の締約国の官庁を通じて提出しなければならない。
協定に基づき指定された国に影響を与える放棄の記録の申請
国際登録の取消の記録を申請する場合で、その取り消す予定の国際登録の対象となっている国のなかに、協定に基づき指定された国が含まれるとき。

規則 25(1)(b) **28.03** 上述した以外の場合には、名義人の裁量により、以下に列挙するもののなかから、変更の記録の申請を提出する方法を選択することができる。

名義人が直接提出するか、又は名義人の締約国官庁を通じて提出する。さらに、名義の変更は、新たな所有者（又は譲受人）が国際登録の名義人として記録されるのに（営業所、住所若しくは国籍を通じて）必要な関係を有する締約国（若しくは締約国の一つ）の官庁を通じて提出する。

28.04 変更若しくは取消の記録を求めた申請を提出する場合、官庁が手数料を徴収できるという規定はない。

申請に使用する言語

規則 6(2)(a) **29.01** 登録が、協定にのみ支配された国際出願により認められたもので、かつ、それまでに同じく協定に基づき事後指定を行なったことがあった場合には、変更若しくは取消の記録を国際事務局への申請するに際して使用する言語は、フランス語でなければならない。

規則 6(2)(b)(i) **29.02** それ以外の場合には、（国際出願に使用した言語に関係なく）英語又はフランス語のいずれかを関係する官庁が選択して、申請を行なうことができる。

申請書の様式及び内容

規則 25(1)(a) **30.01** 変更又は取消の記録を申請する際には、一通の公式様式により国際事務局へ提出しなければならない。パラグラフ 28.01 で列挙した変更の記録を申請する際には、それぞれ別の様式を用いるものと定められている。2以上の国際登録に使用する場合で、記録されるべき変更事項が同じであるときには、1通の同じ様式を用いることができる。様式の作成方法については、第 5 章パラグラフ 50.01 ~ 14、56.01 ~ 15、62.01 ~ 16 において詳しく述べてある。

30.02 申請が官庁を通じて提出された場合、当該官庁はそれが実際に名義人（又は譲受人）の締約国の官庁である事実を確認する必要がある。また、欠陥を避けるために必要な範囲内で、その申請が適切な様式に従っていることを確認し、またその内容をチェックすることも必要である。

規則 25(1)(d) **30.03** 変更又は取消の記録を官庁を通じて提出する際には、その官庁による署名がなくてはならない。当該官庁は、名義人若しくはその代理人又はその双方による署名を要求又は許可することもできる。

名義人の変更

31.01 国際登録の名義の変更は、その新しい所有者が国際出願をする資格を有する者であり、同時に、当該国際登録の効力が及ぶ締約国の各々に関する必要条件を満たしている場合に限り、国際登録簿に記録することができる。これについては、第 4 章にて詳しく述べてある(パラグラフ .60.01 ~ 06 参照)。

31.02 名義変更の記録の申請を提出する官庁が、指定締約国のいずれかに関して、その変更が記録できない性質のものが含まれると判断した場合、当該官庁は、申請を提出した当事者にその旨を通報する必要がある。

A 9 条の 2 (1)

31.03 しかしながら、協定の 9 条の 2 (1)は、国際事務局に本国官庁以外の締約国に営業所を有する者に譲渡した後の新しい名義人の国の官庁の同意を求めることを規定しているが、この規定はもはや適用されていない(パラグラフ B. .60.08 参照)。

欠 陥

規則 26(1)

32.01 変更又は取消の記録を求める申請に欠陥があるとみなされた場合、国際事務局はその旨を名義人に通報する。また、申請が官庁を通じて提出された場合、国際事務局は、その官庁にも欠陥がある旨を通報する。欠陥がある旨の通報を受けた官庁は、その裁量により、どのような措置を取るかを決定することができる。欠陥を是正するための措置を講じてもよいし、名義人に是正責任があることを通報してもよい。また、何の措置も取らないでいることもできる。

規則 26(2)

32.02 国際事務局から通報があった日より 3 ヶ月以内に欠陥が是正されなかった場合、その申請は放棄されたものとみなされることになる。この場合、国際事務局は名義人に適宜その旨を通報し、また、その申請が官庁を通じて提出されたものであったときには、その官庁へも通報する。また、それまでに支払われた手数料から関連手数料の半額を差し引いた分が、国際事務局から支払い者(名義人又は官庁)に払い戻される。

変更又は取消の記録

規則 27(1)(a),

規則 32(1)(a)(vii)

&(viii) **33.01** 申請に欠陥がないと判断した場合、国際事務局は、申請に従って国際登録簿に変更又は取消を記録し、次に関係するすべての指定締約国の官庁に通報し、また、名義人にも適宜通報する。その記録が名義の変更に係るものである場合、国際事務局は(名義全部の変更の場合には)旧名義人に、又は、(名義の一部変更である場合には)譲渡又は他の方法で移転された国際登録の当該部分の名義人にも通報する。この申請が官庁を通じて提出された場合にはその官庁にも通報する。これは公報によって公表される。

規則 27(1)(a)

33.02 取消の記録を求める申請が、協定の 6 条(3)及び議定書の 6 条(3)で規定されているように、5 年の期間が終了する前に提出された場合には

(パラグラフ 18.01 参照) たとえその取消の申請書が、本国官庁以外の官庁を通じて提出された、又は名義人から直接提出されたものであっても、国際事務局は本国官庁に取消の通報をする。

国際登録簿の更正

規則 28(1) **34.01** 官庁は、その裁量により、又は関係する当事者からの申請により国際事務局に国際登録簿の誤りを更正するように申請することができる。同様に、国際登録の名義人も、国際事務局にそのような誤りを更正するように申請することができる。国際事務局は、職権により、そのような更正を行なうこともできる。

34.02 官庁を通じて国際事務局に提出された書類と、その官庁に提出した書類との間の不一致が原因の欠陥が申立てられた場合、関係する官庁は更正のためのあらゆる書類を提出しなければならない。出願人、名義人又はその代理人によって官庁に提出された一致させる内容を明らかにしなければならない。特に、指定締約国の一覧又は商品及びサービスの指定を変更しようとする申請には、官庁に提出された一通の書類の写しを適切な証拠を添付して提出しなければならない。

34.03 このように、官庁又は名義人によって国際事務局に提出された書類と、その締約国の登録簿に記載された内容との間の不一致が原因の欠陥が申立てられた場合、締約国の官庁は、更正のためのあらゆる書類を提出しなければならない。これには関連する事実の説明を含めなければならない。

規則 28(4) **34.04** 官庁に起因する誤り及び国際登録に起因する権利に影響を与える更正は、国際登録簿への更正の対象となる記録を公表した日から 9 ヶ月以内に国際事務局によって受理された場合にかぎって、更正される。

規則 28(2),
規則 32(1)(a)(ix) **34.05** 国際事務局が、欠陥の事実を確認した場合、適宜、登録簿を是正する。この更正が影響する指定締約国の官庁及び名義人にこれを通報し、公報にこの更正を公表する。

- 規則 28(3) **34.06** 官庁は、暫定的拒絶の通報において、更正されたとおりには国際登録には保護を認めることができない、又はもはや認められない旨を宣言することができる。協定及び議定書の第 5 条並びに規則 16～18 を準用する(すなわち、この拒絶は、通常と同様の手続及び(国際事務局が更正の通報を送付した日から起算された)期間内にされることを条件とする。)(パラグラフ 42.01～49.06 参照)。したがって、新たな拒絶期間は更正の日から起算されるが、ただし、更正された国際登録に適用され、以前は適用されなかった拒絶の理由に関してのみである。

代理人の選任

- 規則 3(2)(a) **35.01** 国際出願の際に、国際事務局への手続を代行する代理人を選任することができる。その際、(委任状などといった)その他の書類は一切必要ない。代理人の氏名及び住所を公式様式に記載するだけで十分である。同様に、事後指定、又は変更若しくは取消の記録を申請する際にも、代理人を選任することができる。その際には、選任する者の氏名を公式様式に記載するだけでよい。
- 規則 3(2)(b) **35.02** また別個の通信においても、代理人を選任することもできる。この場合、出願人若しくは名義人、又は選任された代理人が直接、提出してもよいし、又は、名義人の締約国官庁を通じて提出してもよい。官庁が、このような業務に対し手数料を徴収できるという規定はない。
- 35.03** 代理人の住所など、代理人の選任に関連する要件や、選任に伴う変更若しくは取消の記録については、第 10 章 10.01～12.08 において記述されている。
- 35.04** 代理人を選任する通信の送付をする官庁は、選任された者が、当該国の法律に基づき、標章に関連する事項において出願人又は名義人を代表する資格を有していることを確認する義務はない。当該官庁は、選任された代理人の住所がその領域外にあることを理由に、選任に不服を唱えることはできない。

指定締約国の官庁から見た手続

国際登録の効果

- 36.01** 国際登録によって生じる保護の効果を、ある締約国へ拡張したい場合には、国際出願をする際に、その締約国を具体的に指定すればよい。また、国際登録をした後に、締約国を指定することもできる。国際登録が指定締約国に及ぼす効果は、以下に述べるとおりである。
- 4 条(1) **36.02** 国際登録の日より(又は、事後指定の場合には、その指定の日より)指定された締約国の官庁は、その標章登録を、当該関係締約国の官庁に直接求めていたならば与えられたであろう保護と同一の保護を与えなければならない。つまり、締約国の官庁へ保護の効果の拡張を求める申請は、

少なくとも、同じ日にその同じ締約国の官庁になされた通常の登録出願と同様に扱われる必要があるということである。

36.03 しかしながら、基本的な違いが存在する。標章の登録に関し、各国及び各地域の制度は、それぞれ大きく異なっている。職権による審査が行なわれた後にはじめて登録を行い、かつ第三者による異議の申立ても認めているという制度を採っている国又は地域もあれば、登録を単なる行政上の手続としている国又は地域もある。しかしながら、このように異なる制度も、登録が官庁による積極的な行為である点においては共通している。言い換えると、国内又は地域内での登録を求める願書が提出された場合、通常、その標章は、実際に登録簿に記録されない限り保護されることはないし、また、実際に登録簿に記録されるまで保護されることはない(たとえ、記録されたことにより、実際の記録日より前から保護の効果が発生したとみなされる場合でも同様である)。また、そのような出願の対象となっていたすべての商品及びサービスについて登録が認められる場合もあるし、その一部のみについて登録が認められる場合もある。

規則 17(6),
4 条(1)

36.04 これとは対照的に、国際登録の対象となった標章は、指定締約国において自動的に保護されることになる。ただし、協定又は議定書に従い、またこれらが定めている期間内に、当該締約国の官庁が実際に保護を拒絶した場合は、この限りではない。拒絶の理由を発見しなかった官庁は、保護を付与する声明を出すことができるが(パラグラフ 46.01 から 06 参照)、これを行わなかったときは、法的結果はない。そのような拒絶の通報を、国際事務局に行なわなかった場合、あるいは、そのような拒絶を後に取り下げた場合には、当該指定締約国は、国際登録の日より、当該標章を当該官庁に直接登録された標章と同じように保護しなければならない。すなわち、官庁が、規定された期間内に行動を起こさない限り、当該標章は保護されることになる。拒絶の対象に含まれるが、それが当該指定に関する一部の商品及びサービスに関する場合には、残りの商品及びサービスの保護の効果は残る。

4 条(2)

36.05 パリ条約締約国又は世界貿易機関加盟国で同じ標章又は同じ商品若しくはサービスの保護を求めて行われた最初の出願提出から 6 ヶ月以内の日付である国際登録は、パリ条約第 4 条で与えられる優先権を享受する。この優先権は国際出願で指定された国においてのみでなく、優先権主張日から 6 ヶ月以内であれば、その後指定されたいかなる締約国においても効力を有する。

協定又は議定書のいずれかに基づく指定

37.01 特定の締約国を指定は、協定又は議定書のいずれかの規定に支配されることになる。期限、手数料及び使用する言語が異なるため、協定又は議定書のどちらが適用されるのを知っておくことは重要である。どちらが適用されるかは、以下のようにして決定される。

指定締約国及び本国官庁に当たる官庁が存在する締約国(又は名義が変更された場合には、国際登録の名義人としての資格を有すると新しい名義人が主張する場合はその締約国)の双方が、協定の加盟国である場合には、(たとえ、その双方又はいずれか一方が、同時に議定書の加盟国であっても)協定に支配される。

上記以外の場合には、議定書に従い、指定を行なうことになる。すなわち、指定された締約国、及び本国官庁に当たる官庁が存在する締約国が、双方とも議定書の加盟国であるが、いずれか一方のみしか協定の加盟国ではない(又は、双方とも協定の加盟国ではない)場合には、議定書に支配されることになる。

37.02 国際登録の名義が変更された結果、協定に基づき行なわれた指定が、議定書に支配される例も、あるいはその逆の例もある。たとえば、協定及び議定書の双方の加盟国が、同様に協定及び議定書の双方の加盟国の官庁を通じてされた国際出願において指定された場合、この指定は協定に基づき行なわれたということになる。しかし、この国際登録の名義が後に変更され、当該国際登録の名義人としての資格を有するという新しい名義人の主張が、議定書のみを加盟国を通じてなされた場合、それ以降、当該指定には、議定書に支配されることになる。しかし、このような変化の結果、すでに決着済みの事柄や、すでに開始された手続に影響が及ぶことはない。個別手数料の支払い責任、指定締約国が拒絶を通報するための期間(パラグラフ 44.03 から 06 参照)などといった事柄は、問題となっている指定が行なわれた際に適用されたのが協定であった場合には協定により、また、議定書であった場合には議定書によって支配される(すなわち、上記の例では、協定に支配されるということである)。しかしながら、そのような締約国に関して、後に国際登録を更新する際には、上述の例では、議定書が適用されることになる。

締約国への指定の通報

規則 14(1),
規則 24(7)

38.01 標章を国際登録簿に登録した場合、国際事務局はただちに、指定された締約国の官庁に通報する。この場合の通報は、公報で公表される情報と本質的に同じ形式のものとなる。同様に、事後指定を記録した場合にも、国際事務局は、関係する締約国にすみやかに通報する。

38.02 通報には、当該国際登録の番号及びその国際出願又は事後指定に含まれていたすべてのデータが含まれる。特に、以下に挙げる事項が含まれる。

当該の国際登録又は事後指定の日付、及び優先権が主張された場合には、その主張された優先権についての表示。

当該国際登録の名義人の氏名及び住所、(情報が提示されている場合には)名義人が国籍を有する国、(名義人が法人の場合には)法人の性質及びその法人を組織する際に用いらされた法律に基づく国(さらに、適用される場合は、その国における地域単位)に関する表示。

標章の複製。国際出願に、白黒の複製及び色彩の複製の双方が含まれていた場合(パラグラフ 07.11 参照) 通報にもそれらの複製を含める。

標章に関するその他の情報。たとえば、以下に挙げる情報などが記載される。

標章が立体標章若しくは音響標章である、又は団体標章、証明標章若しくは保証標章である旨の表示。

色彩がその標章の識別性を有する特徴である旨の出願人の主張、その識別性を有する特徴であると主張する色彩についての言葉による説明、及び(そのような情報が提示されている場合には)そのそれぞれの色彩を表示する標章の主要部分についての言葉による説明。

- 標章が色彩又は色彩の組合せから構成されている旨の表示。

標章についての言葉による説明。

標章に含まれる言葉及び文字の翻訳及び音訳。

標章が翻訳不可能である旨の表示。

名義人は当該標章が標準文字標章とみなされることを希望する旨の宣言書。

標章の称呼の表示

標章の要素の保護のディスクレームを希望する旨の表示。

標章が図形の国際分類(ウィーン分類)に従って分類可能な場合には、その関連する分類の記号。ただし、名義人が前項に述べた宣言を行っていた場合には、この限りでない。

関連する締約国における保護を求める当該標章の商品及びサービス。

適用がある場合には、関連する締約国において当該標章を使用する意思の独立した宣言書。

国際事務局が指定締約国へ送付する通報には、当該締約国の指定が、協定に支配されるのか、あるいは議定書に支配されるものかが表示される。

指定の通報に使用される言語

規則 6(2)(a) **39.01** 関連する指定のみならず、それ以前になされたその他の指定のすべても、協定の規定に従うべきものである場合、国際事務局がその指定された締約国の官庁へ送る通報には、フランス語が使用される。

規則 6(2)(b)(iii) **39.02** その他の場合には、通報には、国際事務局に送付された国際出願に用いられていた言語(英語又はフランス語)が使用される。しかしながら、官庁は、国際事務局に送付された国際出願に用いられていた言語とは関係なく、指定の通報にはすべて英語又はフランス語を用いることを希望する旨を、国際事務局に通報しておくこともできる。

手数料

個別手数料

P8 条(7)(a) **40.01** 議定書の加盟国は、指定を受けたそれぞれの国際登録及びその登録の更新に関し、いわゆる“個別手数料”(パラグラフ A.04.14 から 20 参照)の受領を希望する旨の宣言をすることができる。最初の指定に関連して徴収すべき個別手数料の額は、その締約国の官庁に直接、同じ数の類の商品及びサービスを対象とした標章の登録出願がなされ、当該標章を 10 年間登録するという場合に徴収する手数料から、国際事務局によってなされるため、省略することのできる手続(たとえば、当該官庁は、商品及びサービスの分類分け、出願の公告をする必要がない、などの手続であって、国際事務局によってすでになされている手続をいう。)の費用を差し引いた額より安くなければならない。ある特定の締約国に関する国際登録を更新するという場合の個別手数料についても、これと同じ原則が適用される。

規則 34(3) **40.02** この宣言をする若しくはした締約国は、当該締約国の指定に関して支払われる個別手数料が2つの部分(第1の部分は国際出願の提出若しくは事後指定の際に支払われ、第2の部分は後に当該締約国の法律に基づいて決定された後の日に支払われる)から構成されていることを事務局長に通報することができる。このことは、直接提出される案件に関して、出願料を受領し、標章の保護が認められた場合に登録料を徴収する官庁が、同様の方法で個別手数料の額を定めることを可能にする。個別手数料の第2の部分は、官庁が、標章は保護されるべきであり、かついかなる商品及びサービスに関して保護されるべきかを確定したのちに、国際事務局にその旨通報することによって、支払い可能になる。

規則 35(2)(a)-(b) **40.03** 国際事務局に提出する宣言書のなかには、締約国の個別手数料の額(及び手数料の額が変わった場合には、その新しい額)を表示しなければならない(パラグラフA.04.15及び16参照)。その金額は、当該官庁が用いている貨幣単位で表すことが望ましい。この通過単位が、スイス通過単位以外のものである場合には、事務局長が、その官庁と協議のうえ、国際連合の公式の為替レートに基づいて、スイス通過単位で手数料の額を決定する。

為替レートの変動による影響

規則 35(2)(c)&(d) **40.04** 締約国の通貨とスイス通貨との間の国際連合の公式の為替レートが、最後に手数料をスイス通貨で確定した際に利用した為替レートよりも、3ヵ月間以上連続して5%より高い又は低い場合には、当該締約国の官庁は、事務局長に対し、新手数を設定するように要請することができる。最後に用いられた為替レートからの変動幅が、3ヵ月間以上連続して10%を超える場合には、事務局長は、自発的に行動を起こし、新しい手数料を設定することができる。このようにして設定された手数料の額は、公報により公表される。当該手数料の適用開始日は、事務局長によって決定されるが、通常、公報での公表の日から1ヵ月から2ヵ月以内の間に設定される。

未払いの個別手数料

40.05 個別手数料を徴収できるのは、その指定された締約国が、パラグラフA.04.11で述べた宣言を行っており、かつ、その指定が、手数料の支払い期日の時点において、議定書に支配される場合に限られる。これ以外の場合に徴収できる手数料については、規則に別添されている料金表に定められている通りである。それぞれの締約国について付加手数料が設定されているが、1又は複数の追加手数料が設定されている場合もある。

締約国への手数料の振替

付加手数料及び追加手数料

8条(5)-(6) **41.01** 国際事務局は、年頭に、以下の式に従って、付加手数料及び追加手数料から得た収入を締約国に分配する：

それぞれの締約国について、その年の間に指定された回数を数える（事後指定及び更新を含む）。ただし、個別手数料が支払われなかった指定のみに限る。よって、個別手数料に関する宣言を行っていない締約国については、その回数は、全指定回数に一致する。個別手数料に関する宣言を行っていない締約国については、協定に基づき指定された回数とその回数に該当することになる。

規則 37 次に、その回数に、次のようにして決定される係数をそれぞれ掛ける。

その官庁が、拒絶の絶対的理由のみを審査する場合には、係数は2となる。

その官庁が、相対的理由も審査するが、その場合に第三者による異議の申立てのみを根拠としている場合には、係数は3。

その官庁が、職権により、絶対的理由及び相対的理由の双方を審査する場合には、係数は4。

その官庁が、先行する権利を調査し、最も重要な先行する権利を表示する場合には、係数は同様に4。

このようにして計算された数字に基づき、付加手数料及び追加手数料から得た収入を分配する。

8条(7) **41.02** 議定書に基づき指定された際に、個別手数料の受領を希望すると宣言した締約国は、付加手数料及び追加手数料から得た収入の分配を受けることを辞退したことになる。しかしながら、そのような締約国が、同時に協定の締約国でもある場合には、当然、協定に基づき指定された回数に見合った分の分配を受けることになる。

個別手数料

規則 38

41.03 国際事務局が徴収した個別手数料は、締約国が国際事務局内に保有する口座に振込まれる。口座への振込みは、その手数料の支払い又は個別手数料の第二の部分の支払（パラグラフ 40.02 参照）に関する国際登録、事後指定、若しくは更新が記録された月の後の月の内に行なわれる。口座への振込額は、当該締約国の関係する当局が出した指示に従って、決定される。

その他の歳入

8 条(4)

41.04 年間の余剰金は、（これは、標章の国際登録システム運営において国際事務局が負った費用を削除した後の付加手数料及び追加手数料以外の国際登録による様々な料金の受領の結果をいう。）マドリッド同盟の加盟国の間で均等に分配する。

国際登録の審査；保護の暫定的拒絶

42.01 38.01 及び 02 で述べたように、国際登録若しくは事後指定の通報を受けた官庁は、当該官庁の登録簿への登録出願を審査するのと同じ方法で、その国際登録若しくは事後指定を審査することができる。当該国際登録が、そのような登録出願に適用される法律の規定に合致していないと判断した場合、当該官庁は、保護を認めないという旨の宣言をすることができる。そのような拒絶（職権による暫定的拒絶）は協定若しくは議定書の第 5 条(2) に基づいて適用される期限内に送付されなければならない（パラグラフ 44.03 から 06 参照）。それは保護が求められている商品及びサービスのすべて、又はその一部に適用される。

42.02 また、指定された締約国において当該標章が保護されることに異議のある第三者によって提起された異議の申立てに基づき、保護を拒絶することもできる（異議の申立てに基づく暫定的拒絶）。そのような異議の申立ては、通常（しかしながら、必ずしもこれに限られない）その異議の申立てを行った者が所有する先行する権利（特に、先に登録された標章）に基づきなされるものである。

42.03 自らが指定されている国際登録を審査し、拒絶の理由を見いださなかった官庁は、保護付与の声明を出すことができる（パラグラフ 46.01 から 06 参照）。

拒絶の理由

5条(1)

43.01 拒絶が可能なのは、パリ条約の下に認められる理由を根拠としている場合のみである。パリ条約の第6条の5によると、本国官庁に正式に登録されている標章については、以下に列挙する理由に基づいてのみ、保護を拒絶することができる。

その標章が、関連する締約国の第三者が取得している権利(たとえば、先の登録によって生じた権利など)を侵害する場合。

その標章に、識別力を有する特徴が欠けている場合、若しくはその標章が専ら、商取引の際に、商品の種類、品質、量、意図された使用目的、価値、出所、若しくは生産の時を表すのに役立つ記号若しくは表示から成り立っている場合、又は、その締約国の言語において、若しくはその締約国における善意の、かつ確立した習慣のなかで、慣用的なものとなっている記号若しくは表示から成り立っている場合。

その標章が、倫理道德若しくは公序良俗に反する、特に、公衆を欺く性質のものである場合。しかしながら、標章に関する法律の規定(公の秩序に関するものを除く)に一致していないという理由のみに基づき、ある標章を公序良俗に反するとみなすことはできない。

しかしながら、第6条の5は、パリ協定の第10条の2の適用を妨げるものではない。よって、指定された締約国における国際登録の名称人による標章の使用若しくは登録が、工業上及び商業上の公正な慣習に反するという場合には、保護を拒絶することができる。

43.02 厳密に言うと、パリ協定の第6条の5は、問題となっている標章が本国に登録されている場合にのみ適用されるものである。特に、(協定が適用される締約国の指定の場合には、必ずそうでなければならないように)国際登録が登録に基づきなされたものである場合には、必然的に当該規定が適用されることになる。よって、原則として、国際登録が本国における出願に基づきなされたものである場合には、官庁は、第6条の5で言及されている以外の理由に基づき保護を拒絶する資格を有することになる。しかしながら、実際には、このような厳密な立場が取られていないのには正当な理由がある。まず第一に、そのように2つの異なる立場を取ると、官庁及び名称人の双方にとって不都合が生じるためである。次に、第6条の5を適用するのを、問題となっている標章が本国に実際に登録されている場合に限っている理由の1つに、本国による保護に適さない標章に当該規定が利用されるのを防ぐということがある。しかしながら、本国官庁が、ある標章を保護するに適しないと判断した場合(あるいは、商品及びサービスの一部のみについて保護し得ると判断した場合)、その本国官庁は、国際登録の該当部分の取消を要求することになる(18.01から06参照)。また、このことは、指定された締約国に求められる保護の範囲にも反映することとなる。さらには、このことは、当該標章が本国官庁にまだ登録されていないものであっても、パリ条約に加盟しているその他の国、たとえ当該国が協定又は議定書のいずれの加盟国でなかったとしても、当該国で登録されている場合に、拒絶の理由を第6条の5で言及した理由に限定するという要件を満たすことにもなるのである。

43.03 38.02 で述べたように、名義人はその標章が標準文字とみなされることを希望するという旨の宣言書を指定の通報に含めることができる。しかしながら、(アクセント符号等の)付加記号を標準文字とみなす国もあれば、みなさない国もあるため、この標準文字の問題は簡単に判断できるものではない。よって、そのような宣言書がいかなる効力を持つかは、それぞれの締約国の判断に完全に委ねられることになる。たとえば、官庁(若しくは、裁判所)は、保護の及ぶ範囲若しくはその他の標章との抵触などといった問題を決定する際に、そのような宣言を無視することもできる。そのような場合、指定された締約国の官庁は、国際登録の対象となった標章に、便宜上、ウィーン分類の分類記号を自由に付与することができる(ただし、標準文字の宣言がなされている場合、国際事務局は、ウィーン分類を適用していないはずである)。

43.04 国際事務局は、締約国への領域指定を通報する前に、協定又は議定書及び規則で定められている、所定の様式に関するすべての要件が満たされていることを確認している。よって、官庁が、様式若しくは提出方法に関する理由をもとに、拒絶を申立てるという事態が起きることは決してないはずである。また、その締約国が、標章を使用する意思の宣言書を必要とし、かつ、その宣言書を個別の文書にしたため、出願人の署名を入れることを求める場合、国際事務局は、その国際登録若しくは事後指定を当該締約国に通告する前に、関連要件がすべて満たされていることを確認している(10.04 及び 05 参照)。使用意思の宣言書を必要とするものの、個別の文書を用いることを求めている締約国の場合には、その国際登録の文書若しくは事後指定の文書の題目が示しているとおり、その出願人若しくは名義人は、当該締約国を指定した際に、必要な宣言をしたとみなされることになる。さらには、ある特定の締約国がその他のさまざまな表示を要求している場合、そのような表示が国際登録若しくは事後指定に含まれていることを国際事務局は確認している。

A 4 条(1)

P 4 条(1)(b)

43.05 また、官庁が、国際登録簿に記録されている商品及びサービスの分類に異議を唱えることも認められない。標章の保護は、国際登録簿の記録事項によって決定される。たとえ、官庁が分類に同意しなかったとしても(この場合の分類とは、当然のことながら、国際事務局の承認を得たものである)国際登録簿に記録された分類が変更されることはないため、そのような理由に基づき拒絶を申立てても、何の効力も有しない。しかしながら、官庁は当然、たとえば、先の抵触する標章を検索する際などに、その分類を独自に解釈して用いることは可能である。実際、締約国は、標章の保護の範囲を決定する際に、記載されている区分により束縛されることはないという明確な規定がある。

43.06 用語があまりにも広範囲、若しくはあまりにも漠然としていると判断した場合には、官庁は異議を唱えることができる。そのような異議は、部分拒絶という形を取ることになり、結果として、国際登録簿のその締約国に関する記録のなかで、その広い、若しくは漠然とした用語は、より厳密な、若しくは正確な用語に置き換えられることになる。これはつまり、その締約国における保護の範囲が制限されるということである。

5条(1)

43.07 締約国において適用されている法令が、ある一定の数の類に関する登録のみしか認めない、若しくは限られた数の商品及びサービスに関する登録のみしか認めないものであっても、そのような理由のみに基づき、保護を拒絶することは、たとえ部分的であっても認められない。たとえ、法令により、その官庁に直接される1の出願に含められる類の数は1のみと規定されている締約国の場合でも、複数の数(45類全部でもよい)の類の商品及びサービスが対象に含まれている国際登録を保護することを承認しなければならない。

暫定的拒絶の通報

44.01 暫定的拒絶をする場合には、国際事務局に通報しなければならない。その際には、拒絶の理由をすべて開示しなければならない。また、拒絶の通報は、当該官庁に適用される法律により定められている期間内に送らなければならない。つまり、国際登録を、その官庁に直接された出願よりも不利に扱うことはできないということである。また、拒絶の通報は、44.03から06で述べるように、協定若しくは議定書の第5条(2)で定められている適切な期限内に送らなければならない。

規則 17(1)(b)

44.02 1件の国際登録につき、通報は1通ずつしなければならない。よって、たとえば、日付が同じで名義人も同じ、かつ関連する標章も酷似するという複数の国際登録について、同じ理由に基づき拒絶をするという場合にも、それぞれの登録について1通ずつ別個に拒絶の通報を送らなければならない。

暫定的拒絶の通報の期限

44.03 通報は、協定若しくは議定書の第5条(2)で規定されている期間内に送らなければならない。問題となっている領域指定が、協定に支配されるものである場合、若しくは、議定書に支配されるものであるが、指定された締約国が、議定書の5(2)(b)で規定されている宣言を行っていない場合には、期限は1年である。この期限は、官庁が職権により提示した理由に基づく暫定的拒絶、若しくは異議の申立てに基づく暫定的拒絶のいずれかを問わず、拒絶を通報する際にはすべて適用される。

44.04 問題となっている指定が、議定書に従うべきものであり、かつ、指定締約国が議定書の第5条(2)(b)で規定されている宣言を行っていない場合には、期限は18ヵ月である。さらに、その締約国が、議定書の第5条(2)(c)で規定されている宣言も同時に行っている場合には、以下に記す2つの条件を双方とも満たしていることを条件に、異議の申立てに基づく暫定的拒絶を、この18ヵ月の期限が切れた後に送ることも認められている。

当該官庁は、18ヵ月の期限が切れる前に、国際事務局に対し、期限が切れた後に異議の申立てが提起される可能性があることを通報しておくこと。

異議の申立てに基づく暫定的拒絶の通報が、以下の期間内に国際事務局に提出されていること。

異議の申立ての期限が切れてからの1ヵ月

異議の申立ての期間の開始から7ヵ月のいずれか一方のうち、早いほうの期間。

規則 18(1)(a)(iii)

44.05 44.03 及び 04 で述べた期間の開始日は、国際事務局が当該国際登録若しくは事後指定を記録した日となる。すなわち、指定の通報が当該締約国へ送られた日に一致すると理解されている。

5 条(5)

44.06 適切な期間内に、国際事務局に暫定的な拒絶を通報しなかった官庁は、その国際登録に対して保護を拒絶する権利を失う。暫定的拒絶の通報は、締約国の官庁による拒絶の理由を表示した通報である。異議の申立ての場合、暫定的拒絶の通報は、単に異議の申立ての理由の通報にすぎない。官庁は、44.03 及び 04 で述べた期限内に、拒絶の最終決定を下す必要はない。しかしながら、この期限が切れた後に、拒絶の新たな理由を提起することはできない。

拒絶の通報に使用する言語

規則 6(2)(a),

規則 6(2)(b)(i)

44.07 関連する領域指定のみならず、それまでになされたその他の領域指定についてもすべて、協定の規定に従うべきものであった場合、官庁は、国際事務局に拒絶の通報をするに際して、フランス語を用いなければならない。その他の場合には、通報を行なう官庁の裁量により、英語若しくはフランス語のいずれかを選択することができる。

暫定的拒絶の通報の内容

45.01 暫定的拒絶の通報は、当該国際登録の名義人に、できるかぎり必要な情報を提供するものでなければならない。特に、以下に列挙する事柄を記載する必要がある。

拒絶の理由

当該拒絶に対する再審査又は抗告が可能であるか否か。また、可能な場合で、名義人が希望するときには、どれくらいの期間内に、いかなる手続を取れば、そのような再審査又は抗告を申請することができるのか。

その拒絶が全部に係るものであるか、若しくは部分的なものであるか。36.04 で述べたように、国際登録は、保護を拒絶されないかぎり、指定締約国において保護され、また、保護を拒絶されなかった範囲において、指定締約国において保護される。よって、部分的な拒絶の場合には、名義人は何の対応もせず、保護の対象となる商品及びサービスの範囲が限定されたことを受け入れることもある。

また、名義人には、たとえば、後日、異議の申立てが提起される可能性に関連して、当該指定締約国の官庁に対し、いかなる手続を取るべきなのかを通報する必要がある。

規則 17(2)(i) & ()、(1)(b)

45.02 暫定的拒絶の通報には、関連する国際登録の番号、なるべくなら、標章の言語的要素又は基礎出願若しくは基礎登録の番号等の国際登録の同一性を確認できるその他の表示を含ませなければならない。また、通報を行なっている当該官庁の名称を記し、その官庁による署名及び日付を入れなければならない。

暫定的拒絶の理由の表示

規則 17(2)(iv) **45.03** 暫定的拒絶の根拠となった理由はすべて、対応する法令の本質的規定の言及とともに、表示しなければならない。通報には、たとえば、当該標章は、保護が求められている商品及びサービスのすべてに、若しくは一部に関して、記述的とみなされる、若しくは公衆を欺くものとみなされる、又は、当該標章は、当該締約国において、商品及びサービスの取引を行なう上で一般的に使用されるようになった用語とみなされる、よって、引用した法律に従い、これらの商品及びサービスに関して保護を拒絶する、などのような記述をすることができる。引用した法律は、その法律の名称及び該当する条若しくは項の番号を記すなどして、明らかにしなければならない。該当する法律（通報の言語による）の写しを、拒絶の通報とともに送付すると、名義人には有益な情報となる。

暫定的相対的理由に基づく拒絶

規則 17(2)(v) **45.04** 拒絶の理由が、当該標章が先行標章に抵触するというものである場合、通報には、先行標章に関する情報をすべて表示しなければならない。表示しなければならない情報とは、その先行標章の番号及び出願日、優先日、登録日及び登録番号（もしあれば）、名義人の氏名及び住所、標章の複製、及び当該標章に関連する商品及びサービスについての表示である。標章を付すべき商品及びサービスについての表示としては、その保護されている先の標章に関するすべての商品及びサービスのリストを掲載したものでよい（たとえば、その国若しくは地域の登録簿の該当箇所を複写する）あるいは、その2つの標章が抵触すると考えられる要因となっている商品及びサービスのリストを掲載したものでよい。ただし、通報には、この2つのうちのいずれの方法を取ったかを明記する必要がある。この商品及びサービスのリストは、その先の登録若しくは出願で用いられた言語のままのものでよい。

45.05 標章の複製はどのような場合でも表示しなければならない。ただし、標章が言葉や文字のみから構成されていて、識別力を有する要素や特別

な態様を含まない場合には、拒絶の通報に当該標章をタイプすれば足りる。

45.06 通報には、その先行する標章が、登録されたものであるか、あるいは審査中の出願であるのかを明らかにしなければならない。また、先の登録若しくは出願が、その暫定的拒絶の通報を行なっている当該官庁になされたものであるか、又は、たとえば、広域出願若しくは広域登録であるか、あるいは先の国際登録であって、当該締約国が保護しているものであるかを明記する必要がある。

異議の申立てに基づく暫定的拒絶

規則 17(3)

45.07 異議の申立てに基づく暫定的拒絶の場合には、45.02 から 05 で列挙した事項に加え、異議の申立てがあったという事実、及び異議の申立て人の氏名及び住所を通報に表示しなければならない。また、その異議の申立ての対象となっている商品及びサービスのリストも掲載しなければならない。あるいは、その抵触する先の出願若しくは登録の対象となっているすべての商品及びサービスのリストを添付することもできる。このようなリストは、先の出願若しくは登録に使用された言語のままでもよい。

部分的な暫定的拒絶

規則 17(2)(vi)

45.08 通報は、暫定的拒絶の根拠となった理由がすべての商品及びサービスに影響することを表示するか、あるいは何が拒絶によって影響を受け、何が受けないかを表示しなければならない。たとえば、通報には、当該国際登録の対象となっている商品及びサービスのうち、ある特定のものに関しては保護を拒絶すると記述してもよいし、あるいは、当該標章は、当該締約国において保護されるが、通報に記載した商品及びサービスに関連してのみ保護を認めると記述してもよい。

45.09 36.04 で述べたように、国際登録の対象となっている標章は、保護が拒絶されないかぎり、自動的に指定された締約国において保護され、また、保護が拒絶されなかった範囲において、自動的に保護されることになる。よって、通報が、保護を求めた商品及びサービスのすべてについて保護を拒絶するという内容のものでない場合には(その通報が、ある特定の商品及びサービスについて保護を拒絶するという形式をとったものであるか、あるいはある特定の商品及びサービスについてのみ保護を認めるという形式をとったものであるかに関係なく) 保護を拒絶されなかった商品及びサービスに関しては、名義人から何の応答がなくとも、自動的に保護が保証されることになる。

将来の手續に関する手引

規則 17(2)(vii)

45.10 暫定的拒絶の通報には、名義人が当該拒絶に対し異議を唱えたいと希望したときに、いかなる手續を取るべきなのかについて記述しなければならない。特に、再審査の申請若しくは抗告の通報を行うべき当局を示し、再審査又は抗告の申請の期限を、できれば期限の切れる日付とともに、明記しなければならない。ただし、当該拒絶の通報は国際事務局を通して名義人に転送されるということ、及び名義人は、当該締約国において代理人を探し、法律的な問題に関する助言を得る必要が生じる可能性があるということ等を考慮に入れた上で、妥当な長さの期限を設定するべきである。

45.11 たとえば、再審査若しくは抗告の申請を、当該締約国の領域内に住所がある代理人を介して提出しなければならないような場合や、その領域内にある文書の送達のための宛名を明らかにしなければならない場合など、拒絶を通報した当該官庁への代理人に関する要件があれば、それを拒絶の通報において表示する必要がある。

異議の申立てが提起される可能性

45.12 暫定的拒絶に対する再審査若しくは抗告が可能な場合で、そのような再審査若しくは抗告の後に、異議の申立てが提起される可能性があるときには、その旨を暫定的拒絶の通報において表示する必要がある。同様に、暫定的拒絶の対象となるのが一部の商品及びサービスのみであり、よって、名義人が何の応答もしなかった場合には、残りの商品及びサービスについては保護が保証される。しかし、その残りの商品及びサービスに関連して、後に異議の申立てが提起される可能性があるときは、その旨を暫定的拒絶の通報に明記する必要がある。この際、もし、異議の申立て期間の開始年月日と終了年月日がすでにわかっているならば、その年月日についても表示する必要がある。

保護を与える旨の声明

46.01 官庁が保護を拒絶しないと判断した場合には、通報を送る必要はない。暫定的拒絶の通報が、適当な期間内（1年若しくは18ヵ月）に送達されなかった場合、名義人には、当該締約国において、自己の標章が申請した商品及びサービスのすべてについて保護されるということがわかるからである。しかしながら、官庁は、たとえば、職権により保護を拒絶する意思はないものの、異議の申立てが提起される可能性があることを名義人に通報し、異議の申立てが可能な期間がいつからいつまでなのかを知らせることができる。（この場合の異議の申立てとは、拒絶を通告するための12ヵ月若しくは18ヵ月の期間内に提起されたもののことを指す。期限切れ後の異議の申立てについては、47.01 参照）。しかしながら、そのような通報を送達しようという官庁は、これを名義人に直接送達しなければならない。国際事務局を介して送達するという規定は設けられていない。

46.02 この可能性を利用することを決定した官庁には以下の選択肢が存在する。官庁は、すべての手續が完了し、したがって、保護が国際登録の

対象である標章に与えられた旨の単一声明を送付することができる。これは、異議の申立てなしに職権で審査を実施し、審査中に異議の申立て期間が切れてしまった官庁にとっては最も適切な方法であろう。代わりに、官庁は、職権による審査が完了し、拒絶の理由を見いださなかったが、標章の保護は依然として異議の申立て又は第三者による意見の対象である旨の声明を送付することができる。これは、異議の申立て期間が職権による審査段階が完了するまで開始されない場合に、最も適切な方法であろう。この場合に、もし異議の申立て期間が、異議の申立て又は意見なしに切れた場合には、官庁はさらに、その旨の声明を送付し、標章が保護されたことを示すことができる。

46.03 保護を与える旨の声明は、それを送付した官庁名及びそれが関連する国際登録を明記すべきである。それは、単一の国際登録に関連したものであるべきである。定義によって、声明は関連締約国で保護が求められているすべての商品およびサービスに関わるため、付与の対象となる商品又はサービスを列挙すべきではない。

規則 18(6)(b)

規則 32(1)(a)(iii)

46.04 保護を与える旨の声明は、国際登録簿に記録され、公報で公示され、名義人に送付される。

46.05 ひとたび保護を与える旨の声明が記録されると、それ以後の保護の拒絶を記録することは不可能である。もしも、保護を与える旨の声明の送付後に、関連締約国の法律に従って保護が無効になった場合には、規則 19 に基づいて、その事実が無効として国際事務局に通報されるべきである（パラグラフ 56.01 から 06 参照）。

46.06 官庁によって保護付与の声明が送付されなかったことから生じる法的結果は存在しない。それとは関わりなく、協定又は議定書の第 5 条(2) に基づいて適用される期間内に拒絶の通報が送付されなかった場合には、依然として、標章は保護される。

異議の申立ての提起が遅れる可能性がある旨の警告

P5 条(2)(c)(i)

規則 16(1)(a)

47.01 44.04 で述べたように、指定が議定書に拘束される場合で、締約国が第 5 条(2)(b)及び(c)で述べた宣言を行なっているときには、拒絶を通報するための 18 カ月の期限が切れた後に、異議の申立てに基づく拒絶を通報することが認められる。しかしながら、当該規定が適用されるのは、そのような可能性がある旨を、18 カ月の期限が切れる以前に、当該官庁が国際事務局に通報する場合に限られる。そのため、異議の申立て期間があまりにも遅く満了するために、18 カ月の期間内には異議の申立てに基づく暫定的拒絶を国際事務局に通報できないということがその締約国を指定している国際登録について明白となった場合には、当該官庁は関連する国際登録の番号及び名義人の氏名若しくは名称を国際事務局に通報しなければならない。そのような通報はケース・バイ・ケースで行われるべきで、官庁によって出されるすべての拒絶通報について日常業務として行われるべきではない。なぜなら、それは、関連締約国が第 5 条(2)(c)の下で宣言を行った事実を単に繰り返すことになるであろうからである。

規則 16(1)(b)

47.02 情報が与えられた時点で、異議の申立て期限がいつ開始し、い

つ終了するかがわかっている場合には、それらが示されるか、少なくとも異議の申立てに基づく拒絶が国際事務局に通報される時点で、国際事務局に通報されるべきである。(実際、この情報は異議の申立てが現実に提出されたときにのみ必要となる。)

47.03 前節で述べたように、期限後に異議の申立てが提起される可能性があるという旨の警告を行なっている場合、官庁は、18カ月の期限が切れた後に、異議の申立てに基づく拒絶を通報することができる。この規定の適用を理解するために、以下に例を挙げて説明する。

商品(X + Y + Z)を対象とした国際登録に関連し、特定の締約国が指定される。

審査の結果、その締約国の官庁が、対象となっている商品の一部(X + Y)について、標章の保護を拒絶するべきであるが、残りの商品(Z)に関しては、標章の保護を認めるべきであると結論し、指定の通報が送られた日から9ヵ月後に、商品(X + Y)について保護を暫定的拒絶するという旨の通報を行なったとする。この通報には、当該暫定的拒絶に対する再審査を申請したい場合には、名義人は6ヵ月以内に当該官庁にその旨を通報する必要があると記述される。また同時に、名義人には、当該官庁によって採用された理由と異なる決定がなされた場合に、たとえ、それが指定の通報の日から18ヵ月の期間が経過した後であったとしても、第三者によって異議が申立てられる可能性がある旨が通報される。また、この通報には、名義人が、この6ヵ月という期間内に何の応答もしなかった場合、その標章は、当該締約国において、商品(Z)に関しては保護されることになるが、商品(X + Y)については保護が拒絶されたとみなされることになり、そうなった場合、官庁はその旨を公表し、さらに、その公表の日から4ヵ月以内に商品(Z)に関する保護に対し、異議が申立てられる可能性があるという旨も記載されることになる。

名義人が6ヵ月以内に、商品(X + Y)に関する暫定的拒絶の再審査を申請したとする。再審査の結果、商品(X)については保護を拒絶するが、商品(Y)については保護を認めるという決定が下される。すると、当該官庁は、当該標章は商品(Y + Z)に関して保護が認められるという旨を公表し、同時に、当該公告の日より4ヵ月以内に異議の申立てが可能であるという旨を公表する。また、名義人には当該決定を通報するが、その通報には、当該決定が公表されているという事実とともに、その公表の日付、及び異議の申立ての期間が表示される。

あるいは、名義人が、商品（X + Y）に関して保護を拒絶する旨の通報に対し、官庁が規定した期間内に何の応答もしなかったとする。すると、この期間が切れた時点で、官庁は、当該標章は商品（Z）に関して保護されるという旨を公表し、同時に、この公告の日より4ヵ月以内に異議の申立てが可能であるという旨を公表する。名義人に対しては、このような公表が行なわれている旨を通報し、それとともに、その公表の日付及び異議の申立ての期間を知らせる。

上述の例は、単に説明のためのものである。これ以外にも、さまざまな事例があると考えられ、詳細は、それぞれの締約国の法律に従って、異なってくるだろう。

18ヵ月の期限が切れる間に提起された異議の申立て

規則 16(1)(c) **47.04** 18ヵ月の期限が切れる前の30日以内に異議の申立て期間が満了すると国際事務局に通報している場合、その官庁は、この30日の間に提起された異議の申立てに基づき、保護を暫定的に拒絶することができる。ただし、異議の申立てが提起された日より1ヵ月以内に、国際事務局に対し、拒絶の通告をしなければならない。たとえば、18ヵ月の期限が5月28日に切れると仮定して、官庁が国際事務局に対し、異議の申立て期間が5月17日に終了すると通報していた場合、4月28日以降に提起された異議の申立てに基づき、暫定的拒絶をすることができることになる。ただし、この場合、拒絶の通報を異議の申立てから1ヵ月以内に国際事務局に送付しなければならない。よって、たとえば、5月15日に異議の申立てが提起されたとする、拒絶の通報を6月15日以前に送れば、この異議の申立てに基づく拒絶が認められるということである。

暫定的拒絶の通報の欠陥

規則 18(1)(a),
18(2)(a) **48.01** 拒絶の通報に、以下に列挙する欠陥があるとみなされた場合、国際登録の番号を含んでいない場合(ただし、通報に記載されているその他の情報により、いずれの国際登録であるか識別できる場合は除く);
拒絶の理由が示されていない場合;
該当する期間(44.03から06参照)の経過後に送達された場合;
国際事務局は、当該通報を送達した官庁に対し、当該通報が拒絶の通報とはみなされない旨を通報する。通報の内容に関する欠陥があった場合には、欠陥を是正し、新たに通報を送り直すことができる。ただし、この新しい通報についても、定められた期間内に送らなければならない。

- 規則 18(2)(b) **48.02** 18 ヶ月の期限が切れた後に異議の申立てに基づく暫定的拒絶を通報する可能性がある(47.01 参照)という情報を、その18 ヶ月の期限が切れた後に送達した場合、国際事務局は、情報を送った官庁に対し、当該情報は送られていないとみなすと通報する。
- 規則 18(2)(c) **48.03** 18 ヶ月の期間の後に、異議の申立てに基づく暫定的拒絶が通報された場合で、そのような可能性がある旨の通報が事前に行なわれていなかったとき(47.01 参照)、若しくは、期間が遅すぎる旨の通報がされたとき(48.02 参照)には、国際事務局は、その拒絶の通報が拒絶の通報とはみなされない旨を、当該官庁に通報する。
- A.1.セクション 14 **48.04** 暫定的拒絶の通報が、定められた期間内に送達されたか否かを判断するために、郵便によって送られた通報の送達日は、その消印に一致するものとみなされる。消印が判読不可能な場合、若しくは押されていない場合、国際事務局は、その通報を、実際に受け取った日より20 日前に送達されたものとして扱うことになる。しかしながら、この日付が、拒絶の日付又は通報で言及している日付よりも前のものであった場合には、通報のなかに表示されている日付を送達の日として扱うことになる。通報が宅配サービスによって送られてきた場合には、宅配サービスの記録をもとに、送達日を判断する。
- 規則 18(1)(c) **48.05** 暫定的拒絶がそれぞれ以下の場合に、
- 通報した官庁が署名していないか、実施細則の要件に一致していないか、又は言語に関する要件に一致していない;
 - 該当する場合に、国際登録の対象である標章が抵触すると思われる標章の詳細を含んでいない(規則 17(2)(v)及び(3));
 - 暫定的拒絶に基づく根拠がすべての商品及びサービスに影響するという表示又は暫定的拒絶によって影響を受けた若しくは受けなかった商品及びサービスの表示を含んでいない(規則 17(2)(vi));
 - 職権による暫定的拒絶若しくは異議の申立てに基づく暫定的拒絶に対する再審査請求若しくは抗告を提出するための、又は異議の申立てに対する応答を提出するための諸般の事情の下での合理的な期限、好ましくは当該期限が満了する日付の表示、及び再審査、抗告又は応答は、拒絶を言い渡した官庁の締約国の領域内にあて先を有する代理人を通じて提出しなければならない旨の表示がされていない(規則 17(2)(viii));

- 該当する場合に、異議等を申し立てる者の氏名又は名称及び住所並びに異議の申立ての根拠となった商品及びサービスを含んでいない(規則 17(3));

国際事務局はそれにもかかわらず、通報が規則 17(2)(vii)の要件に一致しない場合を除いて(その場合については、パラグラフ 48.06 参照)、暫定的拒絶を国際登録簿に記録する。国際事務局は、通報を送付した官庁に 2 ヶ月以内にそれを是正するように求め、欠陥のある通報の写し及び当該官庁に送付された指令の写しを名義人に送付する。

規則 18(1)(d)

48.06 しかしながら、暫定的拒絶の通報が規則 17(2)(vii)の要件に一致しない場合には(期限及び再検討又は抗告請求の様式に関して)、暫定的拒絶は国際登録簿に記録されない。しかしながら、当該官庁が要請書に述べられた 2 ヶ月の期限内に国際事務局に是正した通報を送付した場合は、是正された通報は、最初の(欠陥)通報が送付された日に国際事務局に送付されたものとみなされる。換言すれば、適切な期限内に送付されたが、このパラグラフで述べられた場合の一つにおいて欠陥がある通報は、1 年又は 18 ヶ月の期限が切れた後に送付されても、2 ヶ月以内に是正されれば、あまりにも遅く送付されたとはみなされない。もし欠陥が 2 ヶ月以内に是正されない場合には、国際事務局は、名義人及び通報した官庁双方に、暫定的拒絶は国際事務局によって拒絶とはみなされない旨の通報を送付し、その理由を示す。

規則 18(1)(e),(1)(f)

48.07 官庁が、再審査又は抗告の申請のための期間を特定する拒絶の通報を是正する場合には、妥当である場合に、新しい期間(例えば、是正された通報が国際事務局に通報された日から始まるなど)を、できれば、期限が切れる日付の指示とともに特定しなければならない。国際事務局は是正された通報の写しを名義人に送付する。

拒絶とはみなされない拒絶の及ぼす効果

48.08 国際事務局が、暫定的拒絶の通報を送達した官庁に対し、当該通報が暫定的拒絶の通報とみなされないと通報した場合、国際登録簿には拒絶は記録されない。その効果は、当該官庁が拒絶を言い渡さなかった場合と同様である。

事後の手續

拒絶の記録及び通信

規則 17(4)

規則 32(1)(a)(iii) **49.01** 暫定的拒絶の通報を受け取った場合、国際事務局は(当該通報が拒絶の通報とみなされなかった場合 - - 48.06 参照 を除き)、通報に含まれていた情報とともに、当該拒絶に関して国際登録簿に記録し、拒絶が送られた日付を表示する(若しくは、送られたとみなされる日付を表示する - - 48.06 参照)。暫定的拒絶は、拒絶が全面的なものか、部分的なものかの表示とともに、後者の場合には、影響を受けた、又は影響を受けなかった類の表示とともに、ただし、関連する商品及びサービスならびに拒絶の根拠は示さずに、公報に掲載される。次に、国際事務局は、その通報の写しを名義人に送付する。同時に、本国官庁がその旨の希望を国際事務局に通報している場合に限り、当該本国官庁にも、写しを送付する。

名義人からの応答

49.02 暫定的拒絶を通報した官庁に対して取ることができる事後の手續は、その官庁に直接なされた登録出願に関連して取ることができる事後の手續と、できるかぎり同じものでなければならない。名義人が、たとえば、再審査若しくは抗告を申請するなどして、当該拒絶に対し何らかの応答をしたいと希望する場合、名義人は、当該官庁に直接、そのような応答をする必要がある。すなわち、国際事務局に対して、そのような応答をしてはならないということである。その官庁は、名義人に対し、通常の手続要件、たとえば、通信に応答するための期限、代理人の選任、若しくはその領域内における通信の宛名などに関する要件を満たすように求めることができる。

暫定的拒絶の確認又は撤回

規則 17(5)(a)

49.03 国際事務局に暫定的拒絶の通報を送付した官庁は、標章の保護に関する当該官庁に対するすべての手續が完了したときは、国際事務局に次のいずれかを表示する声明を送付する。

(i) 標章の保護は、すべての商品及びサービスについて、当該締約国において拒絶されること。

(ii) 標章は、請求されたすべての商品及びサービスについて当該締約国において保護されること。又は、

() 当該締約国において保護される標章についての商品及びサービス

49.04 特に、(iii)で述べた声明は、直接出願に関する手続の完了時に、登録される標章に係る商品及びサービスを述べて、官庁によって公表される表示に対応する。

49.05 パラグラフ 49.03 でいう声明は、官庁にとってすべての可能性又は再審査又は抗告が尽きたときに、或いは再審査又は抗告の期限が切れたときに、ただちに送付すべきである。したがって、官庁は、抗告が裁判所または当該官庁の外部組織に提訴されるか否かを待つべきではない。その理由は、当該官庁はそのような抗告が提訴されたか否かを必ずしも知ることができないからであり、したがって、当該官庁は、その決定が最終的なものになったか否かを確実に知ることができないからである。また、当該官庁はそのような抗告の結果を必ずしも知ることができない。この声明は、当該締約国における標章の保護に関する最終的結果を必ずしも反映したものではないが、多くの場合、暫定的拒絶に続く決定が早い段階で（官庁における手続が完了すると直ちに）記録又は公示されるという事実は、名義人にとっても第三者にとっても役立つであろう。

規則 17(5)(b)

49.06 しかしながら、上述の声明に送付に続いて、さらなる決定（例えば、当該官庁の外部の組織への抗告）が標章の保護に影響する場合には、当該官庁は、その決定を知る限りにおいて、当該締約国で保護される標章に係る商品及びサービスを示したさらなる声明を国際事務局に送付しなければならない。

規則 17(5)(c)

規則 32(1)(a)(iii)

49.07 パラグラフ 49.03 又は 06 で述べられたように、送付されたすべての声明は、国際登録簿に記録され、その写しが名義人に送付される。このことは、いくつかの場合には、国際登録簿に記録された拒絶の後に2つ（又はさらに多く）の決定が存在することを意味するが、多くの国において、官庁よりも上への段階の抗告はまれであるので、このことも比較的まれであることが期待できるであろう。この声明も公報に掲載される。

規則 17(5)(d)

49.08 いくつかの官庁においては、暫定的拒絶の通報は、拒絶の再審査の請求が地域の代理人を通じて一定期間内に提出されなければならないことを指示しているにもかかわらず、各拒絶は自動的に再審査され、名義人が再審査の請求を提出しない場合でも、実際に拒絶が撤回されることもある。他方、官庁はそのような再審査から生じる決定を直接国際登録の名義人に通報する立場にはない（例えば、名義人がまだ地域の代理人をもっていない）こともある。名義人はそれによって、特に当該決定が第三者によって異議を申立てられた場合には、不利になる可能性がある。したがって、そのような官庁は、その法令に基づいて、事務局長に以下を通報することができる。

(i) 国際事務局に通報した暫定的拒絶が、そのような再検討が名義人によって請求されたか否かにかかわらず、当該官庁によって再検討に付されている。

(ii) 上記の再検討での決定はさらなる再調査又は同官庁への抗告の対象となる可能性がある。

49.09 この宣言が適用される場合には、官庁は、標章の保護に関する当該官庁のすべての手続が完了していないという事実にもかかわらず、パラグラフ 49.03 で述べた声明を上記決定の直後に国際事務局に送付し、その写しが名義人に送付される。標章の保護に影響を与えるさらなる決定は、パラグラフ 49.06 に従って、同様に国際事務局に送付されなければならない。

規則 17(5)(e)

49.10 それとは対照的に、いくつかの他の官庁は、国際事務局に通報した職権による暫定的拒絶は、当該官庁においては再審査を行わず、裁判所又は官庁の他の外部組織においてのみ異議が申立てられる。そのような官庁は、その法令に従って、国際事務局に通報された職権による暫定的拒絶は、当該官庁においては再審査に付される可能性がないことを事務局長に通報することができる。この宣言が適用される場合には、当該官庁による職権による暫定的拒絶の通報は、標章の保護が完全に拒絶された又は声明で指示された商品及びサービスに与えられたという効力をもつ声明（パラグラフ 49.03(i)又は(iii)で述べたような）を含むとみなされる。したがって、このことが国際登録簿で表示される。

規則 32(2)(i)

49.11 パラグラフ 49.08 から 10 に基づいてなされたいかなる宣言も公報で公示される。

国際登録の変更

50.01 国際事務局は、締約国の官庁に対し、その締約国に影響を及ぼす変更 たとえば、その締約国を指定する国際登録の名義人の変更、名義人の氏名若しくは住所の変更、商品及びサービスの限定、その締約国に関する保護の放棄、若しくは国際登録の取消などを記録した場合、その旨を通報する。通常、そのような通報を受けた官庁は、（当該官庁が独自の目的の記録を更正する以外）何の手続も取る必要はない。

名義人の変更が効力を有しない旨の宣言

規則 27(4)(a)

51.01 締約国の官庁が、国際事務局より、その締約国に影響を与える国際登録の名義人に変更があった旨の通報を受けた場合、当該官庁は、そのような名義人の変更はその締約国において何の効力も有しない旨の宣言をすることができる。そのような宣言ができるのは、名義を譲渡された者が、当該締約国の法律のもと、標章を所有する資格を有しない自然人若しくは法人である場合である。又は、当該締約国の法律が、公衆を欺く虞れのある譲渡を認めていないという理由に基づき、そのような宣言をすることもできる（パラグラフ・67.01 も参照）。

- 規則 27(4)(b) **51.02** そのような宣言書には、その名義人の変更が効力を有しないとみなされる理由、及びその根拠となる法律の条項を表示しなければならない。また、その決定に対して再審査若しくは抗告を申請することが可能か否かについても記述する必要がある。可能な場合には、名義人がその決定に対して異議を唱えたい場合に、いかなる手続を取ればよいのかを記す必要がある。
- 規則 27(4)(c) **51.03** 宣言書は、国際事務局が名義人の変更の通報を当該官庁に送付した日から 18 ヶ月が経過する前に国際事務局に送付しなければならない。国際事務局は宣言を国際登録簿に記録し、ついで、名義の変更の記録を求める申請書を提出した当事者(名義人若しくは官庁)及び新しい名義人にその旨を通報する。
- 規則 27(4)(e) **51.04** 名義人の変更が効力を有しない旨の宣言に対し、名義人が異議を唱えることを希望する場合、その名義人は、当該締約国の官庁若しくはその他の関係当局に異議がある旨を申立てなければならない。本件に関して最終決定が下された際には、その最終決定が名義人の異議の申立ての後に下されたものであるか否かにかかわらず、国際事務局に必ず通報しなければならない。下された最終決定が、当該宣言を承認するというものである場合、国際事務局は、これを記録し、名義人の変更の記録を求める申請書を提出した当事者(名義人若しくは官庁)及び新しい名義人に通報する。
- 規則 27(4)(a)
規則 27(4)(d) **51.05** そのような宣言がもたらす効果により、当該締約国に関する限りにおいては、問題となっている国際登録の名義人として、譲渡人の氏名が残されることになる。国際事務局は、再審査若しくは抗告が不可能な宣言がなされた、又はこのような宣言に対する最終決定が下された場合、それを国際登録簿に記録する。すなわち、そのような宣言の対象となる国際登録の一部を、別個の国際登録として、譲渡人の名義で記録するのである。

限定が効力を有しない旨の宣言

- 規則 27(5)(a) **52.01** 商品及びサービスのリストの用語が締約国によって異なって理解されることが起こりうる。特に、最初の用語よりも(名義人の意見では)狭い別の用語で置き換えることによって限定を行う場合に、指定された締約国の官庁が、新しい用語は実際には最初の用語よりも広く、したがって、変更は(その意見によれば)商品及びサービスのリストの限定ではなく拡大であるみならずことがありうる。そのような場合には、当該官庁は、その領域においては、限定は効力をもたないと宣言することができる。そのような宣言の効力は、当該締約国に関して、限定が宣言の影響を受ける商品及びサービスに適用されないということである。国際事務局は国際登録簿に、限定の効力を認めないと宣言した締約国にとって、リストは宣言の影響を受ける商品及びサービスに関して変更されないままである旨を記録する。

- 規則 27(5)(b) **52.02** 宣言には以下を表示する。
- 限定が効力をもたない理由。
 - 宣言が限定が関係するすべての商品及びサービスに影響を与えない場合には、宣言によって影響されもの、又は影響されないもの。
 - 対応する法令の本質的な条項。
 - そのような宣言が再審査又は抗告の対象になるか否か。
- 規則 27(5)(c) **52.03** 宣言は、限定の通報が当該官庁に送付された日から 18 ヶ月が経過する前に国際事務局に送付されなければならない。国際事務局は、限定の記録の申請を提出した当事者（名義人若しくは官庁）に通報する。
- 規則 27(5)(e) **52.04** 上記の宣言に関する最終決定は国際事務局に通報されなければならない。国際事務局はそれを国際登録簿に記録し、限定の記録の申請を提出した当事者（名義人若しくは官庁）に通報する。

名義人の処分権の制限

- 規則 20(1) **53.01** 国際登録の名義人又は名義人の締約国は、国際事務局に、国際登録を処分する名義人の権限が、国際登録全体に関して又は特定の指定された締約国に関して制限されたことを通報できる。加えて、指定締約国の官庁は、国際事務局に対し、ある国際登録の名義人がその名義を他の者に譲渡する権利は、その締約国の領域内に関するかぎり、制限されていると通報することができる。その際、通報には、制限に係る主要な事実、たとえば、名義人の資産の処分に関する裁判所の命令により、譲渡する権利が制限されているなどといった事実の概要のみを記載するのが望ましい。通報は簡潔で、国際登録簿への記録に適したものでなければならない。裁判所による判決の写し、若しくは捺印証書を国際事務局に送るべきではない。
- 規則 20(2) **53.02** 国際事務局がそのような制限の通報を受けた場合、情報を通報した当事者は、のちにその制限が全面的若しくは部分的に解除されたときには、その旨を国際事務局に通報しなければならない。
- 規則 6(2) **53.03** その際の通信には、拒絶の通報に適用される言語の要件（44.07 参照）と同一の要件が適用される。そのため、英語又はフランス語以外の言語の書類を国際事務局に送付してはならない。

規則 20(3)

規則 32(1)(a)(ix)

53.04 国際事務局は、パラグラフ 53.01 から 03 で述べたように、通報された情報を記録し、名義人、当該指定締約国、及び、情報が官庁によって与えられた場合には、その官庁に通報する。情報は公報に掲載される。

ライセンス

54.01 多くの国はその登録簿に商標ライセンスの記録を規定している。そのような記録が義務的でない場合でも、記録されていない商標ライセンスにとって不利が存在するであろう。したがって、いくつかの締約国は、国際標章に関して国内レベルでの記録を規定しており、そのような記録は、国内標章に関する記録と同じ効力を有する。しかしながら、ライセンスを与えられた締約国ごとにそのような行動をとることは、名義人またはライセンシーにとって不便である。したがって、2002 年 4 月 1 日以降発効する、国際レベルでのライセンスの記録に関する規定が設けられた。ライセンスの記録を申請する手続の詳細については、パラグラフ 36.01 から 19 を参照。

与えられたライセンスの記録が効力を有さない旨の宣言

規則 20 の 2(5)

54.02 国際事務局から、自国に関するライセンスの記録に関して通報を受けた締約国の官庁は、そのライセンスの記録が当該締約国において効力を有さない旨の宣言を行うことができる。そのような宣言は、ケース・バイ・ケースで行うことができる。例えば、当該締約国の法令が国際登録簿に記録されたライセンスの効力を認めている場合であって、特定のライセンスに関して、例えば、公衆を欺くという理由で、異議が存在する場合などである。

54.03 宣言は以下を明示しなければならない。

- (i) ライセンスの記録が効力を有しない理由。
- (ii) 宣言が、ライセンスが関係するすべての商品及びサービスに影響を与えない場合には、宣言によって影響を受けるもの又は宣言によって影響を受けないもの。
- (iii) 対応する法令の本質的条項。
- (iv) そのような宣言が再審査若しくは抗告の対象になるか否か。

54.04 宣言は、ライセンスの記録の通報が当該官庁に送付された日から 18 ヶ月が経過する前に、国際事務局に送付されなければならない。国際事務局は、宣言を国際登録簿に記録し、ライセンスの記録の申請を提出した当事者（名義人若しくは官庁）に通報する。宣言に関する最終決定は、同様に、官庁によって国際事務局に通報されなければならない。国際事務局は、国際登録簿に記録し、ライセンスの記録の申請を提出した当事者（名義人若しくは官庁）に通報する。

国際登録簿へのライセンスの記録が締約国において効力を有さない旨の宣言

- 規則 20 の 2(6)(a) **54.05** 商標ライセンスの記録に関して自国の法令がまったく規定していない締約国の官庁は、国際登録簿へのライセンスの記録は当該締約国においては効力を有さないことを事務局長に通報することができる。そのような宣言はいつでも行うことができる。しかしながら、ひとたび行くと、それを撤回する規定は存在しない。
- 規則 20 の 2(6)(b) **54.06** 法令が自国の登録簿への商標ライセンスの記録を規定しているが、国際登録簿に記録されたライセンスの効力を認めない締約国の官庁は、国際登録簿へのライセンスの記録は、当該締約国においては効力を有さないことを事務局長に通報することができる。そのような宣言は規則が発効する日又は当該締約国が協定若しくは議定書に拘束されるようになる日の前に行われなければならない。この宣言はいつでも撤回することができる。
- 規則 32(2)(i) **54.07** パラグラフ 54.05 又は 06 に述べられているように行われたいかなる通報も、公報に掲載される。したがって、名義人若しくはライセンシーは、そのような通報を行った締約国に関してライセンスの記録の請求はいかなる法的効力も有さないことを知ることができる。国際事務局は記録を行い、当該締約国の官庁に通報する。官庁がパラグラフ 54.02 から 04 に述べられた宣言を行う必要はない。なぜなら、規則 20bis(6)(a)又は(b)の下での一般的通報によって、記録が当該締約国においては法的効力を有さないことを知ることができるからである。

国内登録若しくは広域登録との代替

- 4 条の 2 (1) **55.01** ある締約国において効力を持つ国際登録の対象となっている標章が、それ以前に、同じ締約国の官庁によって、同じ名義人の名義で、かつ同一の商品及びサービスについて登録されている場合、その国際登録は、その国内若しくは広域登録を代替したものとみなすことになる。
- 55.02** 当該規定の法的効果をどのように解釈するかは、それぞれの締約国の裁量に委ねられている。しかしながら、その締約国における名義人の権利は、その先の国内登録若しくは広域登録の日より発生しているとみなされるべきであると解される。これは、その国内登録若しくは広域登録によって取得されたすべての権利(たとえば、優先権の主張若しくは先使用によって生じた権利など)についてあてはまる。

4条の2(2) **55.03** 名義人は、当該官庁に対し、問題となっている国内登録若しくは広域登録が、これに相当する国際登録によって代替された旨を登録簿に記録するように申請することができる。この際、官庁は記録の手数料を徴収することができる。そのような申請をするための手続に関しては、それぞれの締約国の法律の定めるところによる。しかしながら、そのような申請を受けた官庁は、必ず登録簿に必要な項目の記録をしなければならない。

規則 21,32(1)()

55.04 また、官庁は国際事務局にも通報しなければならない。この際、通報には、関連する国際登録の番号、代替された国内登録若しくは広域登録の出願日及び番号、登録日及び番号及び(ある場合には)優先日、また、代替の対象となるのが一部の商品及びサービスのみの場合には、その商品及びサービスを表示しなければならない。国際事務局はこの情報を記録し、公表し、名義人に通報する。

55.05 53.01 及び 02 で述べた効果は、自動的に生じるものである。53.03 及び 04 で述べた手続を踏むことによって、はじめて生じるものではない。

国際登録の効果の無効

56.01 締約国の関係当局は、当該国で保護されている国際登録の効果が無効にすることができる。このような無効に係る手続、及び実体法は、その締約国の官庁によって登録されている標章に適用されるものと同じである必要がある。たとえば、標章の保護を撤回できるのは、名義人が、当該締約国の標章の使用方法について規定した法律に従わなかったという理由に基づく場合、又は、標章が一般名称化したり、若しくは公衆を欺くようなものになったという理由に基づく場合、又は、(たとえば、第三者が起こした訴訟手続、若しくは侵害訴訟における反訴により)当初、当該指定を審査した際に、保護を拒絶すべきであったことが立証された場合などである。

56.02 無効の対象には、当該締約国において保護されている標章に係る商品及びサービスのすべて、また、一部のみとすることもできる。

規則 1(xix)の2)

56.03 たとえ、締約国の法令に基づいて、「無効」という用語が限定的な意味をもっているにしても(たとえば、それは裁判所の決定のみに言及する)、マドリッドシステムの下では、その用語はより一般的に解釈されるべきであり、締約国の指定の対象であるすべての若しくは一部の商品及びサービスに関して、国際登録の、当該締約国における、効力の無効又は取消しを宣言する締約国の当局(行政又は司法)の決定を含む。

5条(6) **56.04** 名義人にその権利の正当性を主張する機会を与えないまま、国際登録の効果を無効とする旨の宣言を行なうことはできない。本件を正しく検討し、的確な法的助言を受けられるようにするために、名義人が取り得る法的手続があれば、これらを通報することとなる。

56.05 当初に保護を拒絶する場合とは異なり、官庁は、国際登録の効果を無効ならしめる法的手続が進められている最中に、国際事務局に通報する必要はない。

規則 19(1) **56.06** しかしながら、当該締約国の官庁は、国際登録の効果を無効とする決定が最終的なものとなった場合(すなわち、再審査若しくは抗告が不可能となった場合)には、その旨を国際事務局に通報しなければならない。その際、通報には以下に列挙する事項を表示しなければならない。

無効を宣言した機関(たとえば、当該官庁若しくはある特定の裁判所) 無効が宣言された年月日、及び当該決定に対する抗告が不可能であるという旨。

当該国際登録の番号及び名義人の氏名。

無効の対象にすべての商品及びサービスが含まれない場合には、関連する商品及びサービスのリスト(無効とされた商品及びサービスのリストでもよいし、依然として保護の対象に含まれる商品及びサービスのリストでもよい)。

無効が宣言された年月日及び当該無効の宣言が効力を生じる年月日。

規則 19(2)

規則 32(1)(a)(x) **56.07** 国際事務局は、無効を、記載されていた情報とともに国際登録簿に記録し、公報に掲載する。次に、その国際登録の名義人に通報する。また、当該官庁がそのような情報の提供を希望する旨を国際事務局に通報していた場合には、無効が国際登録簿に記録された日付を、無効を通報した官庁に通報する。

国際登録の更新

規則 31(3)-(4) **57.01** 国際登録の更新には、指定された締約国の官庁は関与しない。更新は、完全に名義人及び国際事務局間の問題である。国際事務局は、締約国の官庁に対し、その領域に効果を及ぼす国際登録が更新された場合、若しくは更新されなかった場合、その旨を通報する。

57.02 国際登録が更新された(若しくは更新されなかった)旨を通報された官庁は、その官庁用の記録を修正する以外に何の手続も取る必要はない。

国内登録若しくは広域登録への変更

58.01 国際登録の日より5年の期間が終了する以前に、その国際登録の基礎となった国内又は地域の出願若しくは登録が、何らかの理由で拒絶又は取り消された場合、本国官庁は、商品及びサービスのすべて、若しくは関連する商品及びサービスに関して、その国際登録の取消を要求することができる(18.01から13参照)。この場合、国際事務局は、そのような取消により影響を受ける締約国のすべてに通報する。

P9条の5

58.02 そのような取消の後、当該国際登録の名義人が、議定書に基づき指定した締約国の官庁に対し、同じ標章を出願した場合には、その締約国は、当該出願を当該国際登録の日、若しくは(その締約国が指定されたのが国際登録の後であった場合には)事後指定の日になされたものとして取り扱わなければならない。また、その国際登録について認められた優先権もすべて認められるものとする。但し、次のことを条件とする。

当該国際登録が取り消された日より3ヵ月以内に出願がなされたこと、及び、

その出願において指定した商品及びサービスが、当該締約国を指定した国際登録の対象となっていた商品及びサービスのリストに含まれているものであったこと。

58.03 この規定は、議定書の第6条(4)に従って本国官庁が出した申請により国際登録が取り消された場合、若しくはそのような申請により国際登録が取り消された範囲内においてのみ、適用される。これ以外の理由に基づき、国際登録が取り消された場合には、名義人はそのような変更を行なう権利を有しない。

58.04 そのような国内登録若しくは広域登録への変更を有効ならしめるための手続については、各々の締約国の裁量によって決定される。そのような出願に対しては、その官庁になされた国内出願若しくは広域出願に求められる要件をすべて満たすように求めることもできる。それらの要件のなかには、手数料に関する要件も含まれる。すなわち、出願料をはじめとする各種の手数料を全額支払うように求めることもできるということである。あるいは、特に当該官庁がその国際登録に関連して個別手数料をすでに受領しているという場合には、徴収する手数料を減額することもできる。

58.05 国際事務局は変更出願の提出手続には関わらないし、そのような提出の通報も受けない。

58.06 その締約国が協定に基づき指定された場合には、国際登録を、その登録日若しくは事後指定の日を有効としたまま、国内出願若しくは広域出願へ変更することができるという規定は設けられていない。

[C部へ続く]